

中央区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

令和6年11月13日現在
(任期：令和7年9月30日まで)
(敬称略)

区分		氏名	役職
学識経験者		鈴木 庸夫	千葉大学名誉教授
		窪木 登志子	弁護士
		山本 隆	弁護士
		原島 良成	中央大学法科大学院法務研究科教授
区議会議員		瓜生 正高	中央区議会議長
		礒野 忠	中央区議会副議長
区内の公共的団体関係者	中央区商店街連合会代表	小林 正太郎	中央区商店街連合会相談役
	中央区工業団体連合会代表	松岡 誠一郎	中央区工業団体連合会相談役
	京橋地域町会連合会代表	塚本 和隆	京橋地域町会連合会
	日本橋地域町会連合会代表	高橋 伸治	日本橋地域町会連合会
	月島地域町会連合会代表	滝浪 誠	月島地域町会連合会会長
	区内消費者団体代表	田中 寛子	中央区消費者友の会会長
	区内女性団体代表	河本 佳子	中央区女性ネットワーク会長
	中央区民生・児童委員協議会代表	小村 眞理	中央区民生・児童委員協議会代表会長
	中央区PTA連合会代表	青柳 聖真	中央区PTA連合会
	区内労働団体代表	鈴木 大	連合東京中央地区協議会幹事

令和7年2月20日

特定個人情報保護評価の実施、終了及び再実施について

特定個人情報保護評価（以下「評価」といいます。）とは特定個人情報ファイルを区が保有する際に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

評価を実施した事務については、実施から5年を経過する前に再実施するよう努めることとされています。

また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化によるガバメントクラウドや標準化システムへの移行に伴い、標準化対象事務において保護評価の再実施が必要とされています。

再実施では、事務の流れや事務において使用するシステムなどの記載内容を改めて確認し、必要に応じて特定個人情報保護評価書を変更します。

この度、新たに2件の基礎項目評価を実施、5件の基礎項目評価と1件の重点項目評価を事務の終了に伴い終了したほか、区が公表している評価書について14件の再実施を行いましたので、中央区個人情報保護条例に基づき報告いたします。

1 新たに評価を実施した事務（別紙1）

No.	評価書番号	事務の名称
1	22	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務（※1）
2	23	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）の支給に関する事務（※2）

※1 評価書番号22は令和6年12月31日で終了しています。

※2 評価書番号23は新様式の評価書を使用しています（基礎項目評価の様式が更新された令和6年10月以降に実施したため）。

2 終了した事務（別紙2）

No.	評価書番号	事務の名称
1	15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務【令和6年12月2日終了】

2	1 6	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 【令和6年3月31日終了】（基礎項目評価・重点項目評価）
3	2 0	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年4月30日終了】
4	2 1	高齢者（住民税非課税）向け区内共通買物券・食事券の臨時給付に関する事務【令和6年3月31日終了】
5	2 2	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日終了】

※評価書番号15、22は新様式の評価書を使用しています（基礎項目評価の様式が更新された令和6年10月以降に終了したため）。

3 再実施の対象事務（別紙3）

No.	評価書 番号	事務の名称	前回実施・ 再実施年月日
1	1	住民基本台帳に関する事務	令和2年2月26日
2	2	地方税の賦課及び徴収に関する事務	令和2年2月26日
3	3	国民健康保険事務（保険料徴収事務を除く）	令和2年5月28日
4	4	介護保険事務（保険料徴収事務を除く）	令和2年5月28日
5	5	後期高齢者医療保険事務（保険料徴収事務を除く）	令和2年5月28日
6	6	児童福祉関係事務	令和2年5月28日
7	7	障害者福祉事務	令和2年5月28日
8	8	生活保護事務	令和2年5月28日
9	9	健康管理事務	令和2年5月28日
1 0	1 1	就学管理事務	令和2年5月28日
1 1	1 2	区営住宅管理事務	令和2年5月28日
1 2	1 3	保険料徴収事務（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険）	令和2年5月28日
1 3	1 4	国民年金に関する事務	令和2年5月28日
1 4	1 8	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	令和4年11月8日

※評価書番号10は欠番。17・19は令和5年度、15、16、20、21は令和6年度で事務を終了しているため対象外。

※評価書番号1・2・6・9・14・18は新様式の評価書を使用しています（基礎項目評価の様式が更新された令和6年10月以降に再実施したため）。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 中央区電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり10万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円給付)の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和7年2月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円給付)の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 中央区電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり3万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、処理を行う際のダブルチェックを徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、業務フローや注意すべき点などを明文化して部署内で情報共有し、処理の漏れや誤りなどが発生しないように努めている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、処理を行う際のダブルチェックを徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、業務フローや注意すべき点などを明文化して部署内で情報共有し、処理の漏れや誤りなどが発生しないように努めている。	

変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務【令和6年12月2日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	◎新型インフルエンザ等対策特別措置法 ・第28条(特定接種)に伴う予防接種の実施 対象者:医療関係者、介護、電気・ガス・水道・警察・自衛隊、消防等 ・第27条の2(住民接種)に伴う予防接種の実施 ※定期予防接種、任意予防接種については、評価書番号9「健康管理事務」において、別途取扱事務としている。
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人手を介在させる局面ごとに複数の職員で確認することで人為的ミスに対する対策を講じており、手順をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I-4-②	番号法第9条第7号 別表第二 【照会】 項番115-2 【提供】 項番115-2	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番115-2 【提供】 項番115-2	事後	
令和4年4月1日	II-1	2021/2/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-2	2021/2/1	2022/4/1	事後	
令和5年10月14日	II-1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年10月14日	II-2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番93-2 番号法別表第一主務省令 第67-2	番号法第9条第1項 別表126の項	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番115-2 【提供】 項番115-2	【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項 【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	
令和6年9月18日	II-1	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II-2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	評価書名	型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務【令和6年12月2日終了】	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおいて、人手を介在させる局面ごとに複数の職員で確認することで人為的ミスに対する対策を講じており、手順をマニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行っている。	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルスに係る予防接種事務
②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき以下の事務を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る接種券の発行 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者等の登録 VRSへ予防接種対象者、接種券及び接種記録を登録する。 ・接種記録の照会・提供 予防接種実施後に接種記録等登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS) 住民記録システム(=既存住民基本台帳システム) 予防接種台帳システム(=既存健康管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一項番10 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区保健所健康推進課
②所属長の役職名	中央区保健所健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区保健所 健康推進課新型コロナウイルス感染症ワクチン担当係長付

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 3 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法令整理より修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づき事後評価
令和4年7月1日	I 4 実施の有無	実施しない	「実施する」へ変更	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	I 4 法令上の根拠	無	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	I 5 評価実施期間における担当部署	中央区保健所ワクチン接種担当課長	中央区保健所ワクチン接種等担当課長	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	I 8 連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	〒104-0044 東京都中央区明石町12番1号 中央区保健所 健康推進課新型コロナウイルス感染症ワクチン 担当係長付	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年4月5日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年4月5日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和6年1月19日	I 5 評価実施期間における担当部署	中央区保健所ワクチン接種等担当課長	中央区保健所健康推進課長	事後	
令和6年1月19日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年1月19日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月18日	評価書名	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 基礎項目評価【令和6年3月31日終了】	事後	

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 重点項目評価【令和6年3月31日事業終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中央区は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中央区長
公表日
令和6年12月27日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルスに係る予防接種事務
②事務の内容	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき以下の事務を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る接種券の発行 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、接種券を発行する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者等の登録 VRSへ予防接種対象者、接種券及び接種記録を登録する。 ・接種記録の照会・提供 予防接種実施後に、接種記録等登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出／死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民記録システム(＝既存住民基本台帳システム)
②システムの機能	①異動入力機能 ・届出や通知に基づく異動時における、入力機能および入力された住民基本台帳を管理する機能 ②照会機能 ・住民基本台帳を検索、照会する機能 ③帳票発行機能 ・住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行や、付帯帳票の発行機能 ④一括処理機能 ・転入通知や法務省通知等に基づく異動を一括で住民基本台帳に記載する機能 ⑤庁内連携機能 ・庁内の各システムへの基礎データとして利用するための、宛名システムや他システムへの連携機能 ⑥庁外連携機能 ・住基ネットや法務省との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 ⑦印鑑登録機能 ・印鑑登録情報の管理機能や印鑑証明書の交付機能 ⑧自動交付カード管理機能 ・自動交付カード等の管理機能 <本業務における使用機能及びその使用目的> ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種対象者について、住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、接種対象者情報等を最新化するために異動入力機能を使用する。 ・本区における予防接種対象者を抽出し、予防接種台帳へ登録するために照会機能を使用する。

②システムの機能	①符号管理機能 ： 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 ②情報照会機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 ③情報提供機能 ： 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 ④既存システム接続機能 ： 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑤情報提供等記録管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ⑥情報提供データベース管理機能 ： 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 ⑦データ送受信機能 ： 中間サーバと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ⑧セキュリティ管理機能 ： セキュリティを管理するための機能。 ⑨職員認証・権限管理機能 ： 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 ⑩システム管理機能 ： バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一項番10 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3の項 ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区保健所健康推進課
②所属長の役職名	中央区保健所健康推進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された中央区の住民で新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の対象者
その必要性	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務処理に利用する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	個人番号、その他識別情報(内部番号): 本人確認及び内部情報索引のために必要 4情報: 接種券発行、本人確認資料のために必要 その他住民票関係情報: 対象者の転出／死亡の把握のために必要 健康・医療関係情報: 予防接種履歴の管理及び他自治体への接種履歴の照会・提供のために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月5日
⑥事務担当部署	中央区保健所健康推進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☐] その他 ()

②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム
③使用目的 ※		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の実施において住民情報、予防接種履歴情報の照会、入力等が必要なため。
④使用の主体	使用部署	中央区保健所健康推進課
	使用者数	10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・対象者に接種券を発行する際に特定個人情報を使用する。 ・接種対象者情報をワクチン接種管理システム(VRS)へ登録する際に特定個人情報を使用する。 ・中央区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・中央区からの転出者について、転出先市区町村へ中央区の接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	・住民票関係情報を突合し、ワクチン接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・中央区からの転出者について、中央区の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、中央区の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月5日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		予防接種事務に関する予防接種台帳(既存健康管理システム)を用いた特定個人ファイルの管理、接種券の発行業務
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する予防接種台帳(既存健康管理システム)を用いた特定個人ファイルの管理、接種券の発行業務等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ケー・デー・シー
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		健康管理システムの運用及び保守・改修業務
①委託内容		健康管理システムの運用に関するシステムの保守・改修、その他サポートを行う。
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ
委託事項4		新型コロナウイルスワクチン接種業務委託
①委託内容		接種券発送業務・コールセンター業務・予約システム等の運営業務・予防接種会場の運営業務・ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システムを用いた接種記録の確認・接種券等個別発行業務並びに予診票の確認等業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社JTB
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託業務について承諾依頼書を提出してもらい、区内決裁を経て許諾している。
	⑥再委託事項	上記委託内容に同じ
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜システム運用委託業者のデータセンターにおける措置＞ 外部侵入防止：外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理：ICカード＋手のひら静脈認証による入退館管理、要員所在管理システム 不正持込・持出防止：金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された中央区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報、証明書データを記録しないこととしている。
7. 備考	
・中央区の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・中央区の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去できない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種情報ファイル>

- ・宛名番号
- ・個人番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・氏名(姓)
- ・氏名(名)
- ・氏名(セイ)
- ・氏名(メイ)
- ・生年月日
- ・性別
- ・転出／死亡フラグ
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口において、接種券の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の入手防止に努める。 ・接種券は必要な情報のみ記載する様式とする。 ・中央区の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の取得を防止する。 ・中央区からの転出者について、中央区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その場合は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ・中央区への転入者について、他市区町村から接種記録を入手するが、その際は、中央区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜不適切な方法で入手が行われるリスク＞

・接種券に利用目的を明記する。

＜入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク＞

・窓口において、対面で身分証明書等により本人確認を行う。

＜入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク＞

・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。

・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

＜新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能＞

・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報 that 送信されることを避ける。

・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報 that 送信されることを避ける。

・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・健康管理システムは業務に関係のない情報を保有していない。 ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・健康管理システム等を利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザーIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスはLGWAN端末による操作に限り可能となるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザーID／パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザー登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・住民記録台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限にしている。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記録する等、消去履歴を残す。 ・特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・中央区の転入者について、転出元市区町村にへ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・中央区からの転出者について、中央区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ・ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者への開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製及び外部への持ち出しを禁止する。 ・特定個人情報を廃棄する場合は区の指示に従う。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知する。 ・委託内容の全部及び主要部分の再委託は禁止とする。再委託をする場合は、事前に区の承認が必要。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	具体的な方法	再委託の際は事前の再委託協議を義務付けている。 協議書には、再委託先にも委託先と同等の受託者が負うべき義務があることを明示している。	
	その他の措置の内容	中央区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール／消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
	リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク＞ ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ＜委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク＞ ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面により提出させる。			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び番号法に基づく本区条例規則により規定された事項のみを行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用ができていないかチェックしている。		
その他の措置の内容	・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。 ・ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 中央区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限にしている。具体的には中央区への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜健康管理システムとの連携における措置＞ ・権限を持った職員のみ、情報照会及び情報を入手することができる。 ・操作履歴を確認できるよう、操作ログを記録している。 ＜中間サーバ・団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザーIDによる認証と認可機能によって、ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで、職員等個人番号利用事務に関わる者以外のアクセスができないように対策している。 ・個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし]

＜選択肢＞

1) 発生あり 2) 発生なし

2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバー設置場所等への入退出記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際基準規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を講じている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された中央区の領域にデータを保管する。 ・当該領域データは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部から侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムの通信は暗号化を行うことにより通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村に責任)に即し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策		
デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分岐点)、第9条(市区町村に責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②請求方法	所定の開示請求書に住所、氏名、電話番号、請求する情報の件名または内容、開示の方法等を記入のうえ、提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
②対応方法	所定の様式に住所、氏名、電話番号、問合せの内容等の所要の事項を記入のうえ問い合わせる。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年4月5日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

[illegible]

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年4月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり7万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 申込書、確認書等の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 申込書、確認書等の送付 ③ 給付金の支給
③システムの名称	給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番101 番号法別表第一主務省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番121 番号法別表二主務省令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月19日	I 関連情報 ②事務の概要	<制度概要> 電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり3万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給	<制度概要> 電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり7万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 申込書、確認書等の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 申込書、確認書等の送付 ③ 給付金の支給	事後	
令和6年1月19日	II-1 しきい値判断項目 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月31日	令和5年12月1日	事後	
令和6年1月19日	II-1 しきい値判断項目 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月31日	令和5年12月1日	事後	
令和6年9月18日	評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年4月30日終了】	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物券・食事券の臨時給付に関する事務【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券の臨時給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物券・食事券の臨時給付に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 電力・ガス・食料品等の価格高騰により厳しい生活環境に置かれている低所得の高齢者に対し、区内共通買物・食事券12,000円分(以下「買物券」という。)を支給する。 <事務内容> 1 対象者の抽出 2 買物券の送付
③システムの名称	住民情報システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物・食事券臨時給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番101 番号法別表第一主務省令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番121 番号法別表第二主務省令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	評価書名	高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物券・食事券の臨時給付に関する事務	高齢者(住民税非課税)向け区内共通買物券・食事券の臨時給付に関する事務【令和6年3月31日終了】	事後	
令和6年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	給付金システム	住民情報システム	事後	記載の誤り(「給付金システム」ではなく「住民情報システム」が正しい。)

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和7年2月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<制度概要> 中央区電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり10万円を支給する。 <事務内容> 1 住民税非課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給 2 住民税均等割のみ課税世帯への支給 ① 対象者の抽出 ② 確認書等の送付 ③ 給付金の支給
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、給付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、処理を行う際のダブルチェックを徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、業務フローや注意すべき点などを明文化して部署内で情報共有し、処理の漏れや誤りなどが発生しないように努めている。	

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、処理を行う際のダブルチェックを徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、業務フローや注意すべき点などを明文化して部署内で情報共有し、処理の漏れや誤りなどが発生しないように努めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月13日	評価書名	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和6年12月31日終了】		
令和7年2月13日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		
令和7年2月13日	Ⅳ-8(判断の根拠)		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、処理を行う際のダブルチェックを徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、業務フローや注意すべき点などを明文化して部署内で情報共有し、処理の漏れや誤りなどが発生しないように努めている。		
令和7年2月13日	Ⅳ-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策		
令和7年2月13日	Ⅳ-11 (当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、処理を行う際のダブルチェックを徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、業務フローや注意すべき点などを明文化して部署内で情報共有し、処理の漏れや誤りなどが発生しないように努めている。		

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、住民サービスに配慮したルール及び体制を確立し、住民基本台帳事務と付帯事務において個人情報の安全な整備と利用・保護に取り組むことを誓うとともに、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、区市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、区市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 中央区は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。（別添1を参照） ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元区市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者等の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また、②に関する届出及び申請の受領は、窓口及び郵送、ならびにサービス検索・電子申請機能で受領するとともに、届出により住民等への通知が必要となった場合には、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能を利用し通知する。
③システムの名称	・住民記録システム（＝既存住民基本台帳システム） ・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバ（市町村CS） ・番号連携サーバ（団体内統合宛名システム・申請管理システム） ・中間サーバー ・コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区 区民部 区民生活課
②所属長の役職名	区民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I . 5. ②	高橋 和義	石川 英利	事後	
平成28年4月1日	II . 1	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	II . 2	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I -1-②	については、今後、総務省令により	については、総務省令により	事後	
平成29年4月1日	II -1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II -2	平成28年4月2日時点	平成29年4月2日時点	事後	
平成31年3月28日	I -5-②	区民生活課長 石川 英利	区民生活課長	事後	
平成31年3月28日	I -1-③	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	
平成31年3月28日	II -1	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成31年3月28日	II -2	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和2年2月26日	I -1-③	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	
令和2年2月26日	I-3 法令上の根拠2. 住民基本台		第22条(転入届)	事後	追記
令和2年2月26日	I -4-②	(別表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	(別表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	法改正に伴う変更
令和2年2月26日	II -1	平成30年6月1日時点	令和元年10月31日時点	事後	
令和2年2月26日	II -2	平成30年6月1日時点	令和元年10月31日時点	事後	
令和3年6月4日	I-4-②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)	事後	法改正に伴う変更
令和3年6月4日	II -1	令和元年10月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月4日	II -2	令和元年10月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II -1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II -2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月3日	I -1-②	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。 (略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。 (略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また、②に関する届出及び申請の受領は、窓口及び郵送、ならびにサービス検索・電子申請機能で受領するとともに、届出により住民等への通知が必要となった場合には、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能を利用し通知する。	事前	オンラインによる転出・填入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I -1-③	・住民記録システム(=既存住民基本台帳システム) ・住基ネットGWシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム	・住民記録システム(=既存住民基本台帳システム) ・住基ネットGWシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能	事前	オンラインによる転出・填入(転居)予約の開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I-1-3	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (略) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	事後	
令和5年10月1日	II-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月1日	II-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月18日	I-3	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法改正に伴う変更
令和6年9月18日	II-1	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和6年9月18日	II-2	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和8年1月1日	I-1-③	・住基ネットGWシステム	削除	事前	令和7年12月までは変更前の記載の「住基ネットGWシステム」は稼働するが、令和7年1月以降ガバメントクラウド環境利用開始の新システム(稼働自体は令和8年1月以降)においては、「住基ネットGWシステム」は使用しない。
令和6年12月27日	I-1-③	・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム・申請管理システム)	事後	
令和6年12月27日	I-1-③	・サービス検索・電子申請機能	削除	事後	
令和6年12月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8 判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバー入りの書類を送付する作業では、複数人での確認を行うようにしており、一連の作業をマニュアル化して情報共有しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する		○	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、地方税の賦課及び徴収事務において、個人情報の安全な整備と利用・保護に取り組むことを誓うとともに、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

特記事項

地方税の賦課及び徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課・徴収事務
②事務の概要	(1)住民税賦課事務 【概要】 住民税とは、賦課期日(1月1日)現在、当区に居住する住民が地方公共団体に支払う税金である。住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。 【内容】 ①課税準備:賦課期日時点の納税義務者の把握、配偶者の特定、住民税申告書の対象者への送付。 ②申告受付:課税資料の受付及び内容チェック、自治体側で管理する住民基本台帳との紐付け。他自治体課税分については、他自治体への回送処理。 ③賦課決定／通知:1人1枚から複数枚ある課税資料を一つの課税根拠資料に合算(資料併合)。合算結果を基に、税額計算並びに徴収方法の決定・通知。(特別徴収通知、普通徴収通知、年金特徴通知)当区で課税した住登外者の住登地への通知(住登外課税通知294条3項)。 ④賦課更正:賦課決定以降、調査あるいは本人の申告で課税資料に修正が発生した場合のオンライン更正及び通知出力。 ⑤調査:未申告調査(本人向け、他区市町村向け)、被扶養者及び配偶者等の扶養調査。税務署通報用の317条通知書の作成。 ⑥課税情報の連携:課税情報を利用する業務に対して、課税情報を連携(番号法第9条、主務省令に掲げる事務等)。 ⑦証明書の発行:納税義務者からの申請に基づく所得・課税証明書発行。 (2)軽自動車税(種別割)賦課業務 【概要】 軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場がある軽自動車等の所有者が支払う税金である。住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①当区窓口あるいは陸運支局・軽自動車検査協会から送付された軽自動車税(種別割)申告書に基づく、車両情報(及びその所有者)の登録。 ②新規登録車両に対するナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行。 ③廃車車両に対するナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行。 ④賦課期日(4月1日)時点の車両情報に基づく、軽自動車税(種別割)の賦課及び納税通知書兼納付書の発行。 ⑤各種修正申告に基づく、軽自動車税(種別割)の車両情報修正、賦課更正処理。 ⑥減免申請に基づく、減免可否決定通知書の発行。 ⑦他自治体への照会あるいは、他自治体からの照会に対する回答。
③システムの名称	①税システム ②宛名システム ③課税支援システム(税務LAN) ④課税支援システム(イメージ管理) ⑤申告支援システム ⑥審査システム(eLTAX) ⑦国税連携システム(eLTAX) ⑧番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ⑨中間サーバ ⑩軽自動車検査情報市区町村提供システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課情報ファイル (2)軽自動車税(種別割)賦課情報ファイル (3)収納管理情報ファイル (4)滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表の24の項 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 <提供>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、124、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区 総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術等の状況を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・組織体制の整備。漏えい事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行っている。 ・委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 これらの対策を講じていることから委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☒] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I-②	(3) 収納管理事務 収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税賦課業務より、賦課情報を引継ぎ、	(3) 収納管理事務 収納管理事務とは、個人住民税賦課業務、軽自動車税賦課業務、特別区たばこ税及び入湯税申告納税業務より賦課情報を引継ぎ、	事後	
平成29年7月27日	I-4-②	＜提供＞番号法～が含まれる項(1～84、87、～119の項)	＜提供＞番号法～が含まれる項(1～84、85の2、87、～119の項)	事後	
平成29年7月27日	II-1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月27日	II-2	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	税務課長 清水 一実	税務課長	事後	
平成31年3月28日	II-1	平成29年4月1日現在	平成30年6月1日現在	事後	
平成31年3月28日	II-2	平成29年4月1日現在	平成30年6月1日現在	事後	
令和2年2月26日	I-4-②	＜提供＞番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	＜提供＞番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 20、53、120 追加 119 削除	事後	
令和2年2月26日	II-1	平成30年6月1日現在	令和1年10月31日現在	事後	
令和2年2月26日	II-2	平成30年6月1日現在	令和1年10月.31日現在	事後	
令和2年2月26日	I-1-②ほか	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和2年2月26日	I-1-②	当区に定置場を所有する義務者	当区に定置場がある軽自動車等の所有者	事後	
令和2年2月26日	I-1-③		③課税支援システム(税務LAN)、④課税支援システム(イメージ管理) (以降、⑤～⑩まで番号繰り下げ) ⑪軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	
令和3年6月4日	I-1-②-(2)	⑦納税義務者からの交付申請に基づく、課税証明書の発行	削除(以後番号繰り上げ)	事後	
令和3年6月4日	I-1-②-(4)	⑦執行停止後、時効日を迎えた場合の、不能欠損処理。	⑦執行停止後、時効日を迎えた場合等の、不納欠損処理。	事後	
令和3年6月4日	II-1	令和1年10月.31日現在	令和3年4月1日現在	事後	
令和3年6月4日	II-2	令和1年10月.31日現在	令和3年4月1日現在	事後	
令和3年6月4日	I-4-②	＜照会＞番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	＜照会＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	事後	
令和4年6月29日	I-3	第9条第1項 別表一の16の項	第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和4年6月29日	I-4-②	＜提供＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号	＜提供＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 30、117、121 追加	事後	
令和4年6月29日	II-1	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和4年6月29日	II-2	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	事後	
令和5年10月17日	II-1	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和5年10月17日	II-2	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	事後	
令和6年9月18日	I-3	第9条第1項 別表第一の16の項	第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	＜照会＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	＜照会＞番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	＜提供＞番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	＜提供＞番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和6年9月18日	II-1	令和5年4月1日現在	令和6年4月10日現在	事後	
令和6年9月18日	II-2	令和5年4月1日現在	令和6年4月10日現在	事後	
令和8年1月1日	I-1-③	⑧ズバット課税状況(課税状況調forMICJET)	削除(以後番号繰り上げ)	事前	令和7年12月までは変更前の記載の「ズバット課税状況(課税状況調forMICJET)」は稼働するが、令和7年1月以降ガバメントクラウド環境利用開始の新システム(稼働自体は令和8年1月以降)においては、「ズバット課税状況(課税状況調forMICJET)」は使用しない。
令和6年12月27日	IV-8 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8 判断の根拠		委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術等の状況を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・組織体制の整備。漏えい事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行っている。 ・委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 これらの対策を講じていることから委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する		○	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険事務(保険料徴収事務を除く)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、国民健康保険事務(保険料徴収事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務(保険料徴収事務を除く)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務(保険料徴収事務を除く)
②事務の概要	【概要】 ・国民健康保険賦課事務 →①被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する。 ②被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、保険料納入通知書・納付書を納付義務者に通知する。 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う。 ・基準収入適用申請の確認 →被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う。 ・高齢受給者証の交付 →被保険者に対する高齢受給者証の交付(再交付含む)、返還受理、更新を行う。 ・国民健康保険料の徴収関係(特別徴収) →特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ・医療機関からの被保険者に係るオンライン資格照会の受理及び回答 →医療機関からマイナンバーカードを用いたオンラインでの資格情報照会があった場合、その受理及び回答を行う。 ・被保険者の資格喪失の届出 →国民健康保険資格喪失に関する届出の受理、審査及び処理を行う。 ・資格確認書等の(再)交付、検認又は更新 →以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(再交付含む)、検認又は更新を行う。 - マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 - マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 - なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ・非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認(特例対象被保険者の届出) →非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う。 ・保険料減免(受理・減免) →国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う。 ・限度額認定証 →国民健康保険の限度額認定証の申請書の受理、証の交付(再発行含む)を行う。 ・出産育児一時金 →出産育児一時金の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・葬祭費 →葬祭費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・食事代差額 →食事代差額の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・生活療養費 →生活療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特別療養給付 →①特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ②特別療養費の診療報酬明細書審査。 ・移送費 →移送費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・給付調整事務 →診療報酬明細書の過誤返戻、介護保険との調整。 ・高額介護合算療養費の自己負担額証明書の交付 →高額介護合算療養費の自己負担額証明書の申請受付、証明書の交付を行う。 ・療養費 →療養費の申請書の受理、審査及び給付システムへの入力、支給を行う。 ・特別療養費 →特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特定疾病療養受療証 →特定疾病療養受療証の交付申請の受理、交付(再発行含む)を行う。
③システムの名称	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群(クラウド環境)と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2. 特定個人情報ファイル名		
(1) 国民健康保険被保険者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法 第9条及び別表44の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69、70、71 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	Ⅱ-1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ-2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年3月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
平成29年4月1日	I-5	保険年金課長 鈴木和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	保険年金課長 鈴木和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月26日	I-5-②	保険年金課長 倉本伊知郎	保険年金課長	事後	
平成31年3月26日	Ⅱ-1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月26日	Ⅱ-2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月1日	I-1②		(以下の文を追加) ・医療機関からの被保険者に係るオンライン資格照会の受理及び回答 →医療機関からマイナインバーカードを用いたオンラインでの資格情報照会があった場合、その受理及び回答を行う。	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番42、44、45 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番42、43、44 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ-2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険資格システム 国民健康保険給付システム、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、東京都国民健康保険団体連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群(クラウド環境)と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年12月2日	I-1②	・被保険者資格者証の(再)交付、返還 →被保険者に対する被保険者資格者証の交付(再交付含む)、返還受理を行う。 ・被保険者証の交付、検認又は更新 →被保険者に対する被保険者証の交付(再交付含む)、更新を行う。	・資格確認書等の(再)交付、検認又は更新 →以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(再交付含む)、検認又は更新を行う。 マイナインバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナインバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナインバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。	事前	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番30 番号法別表第一主務省令 24条	番号法 第9条及び別表44の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I-4②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番42、43、44 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、 78、80、82、87、93、97、109	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69、70、71 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、 13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、 158、161、164、165、166、173	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	介護保険事務(保険料徴収事務を除く)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

介護保険事務(保険料徴収事務を除く)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	【概要】 ・介護保険料賦課 →本人及び世帯員の区民税課税状況、本人の前年の合計所得金額及び公的年金収入額に応じて保険料を賦課する。 ・介護保険料の区独自減額(独自利用) →保険料段階が第2・第3段階で生活に困窮して保険料の負担が困難な被保険者に対し、申請により保険料の減額を行う。 ・介護保険料賦課(特別徴収) →年金の年間受給額が18万円以上の被保険者について、支給される年金からの特別徴収(いわゆる天引き)により保険料を徴収する。 ・介護保険調整交付金 →4月1日現在の被保険者の所得段階別人数をシステムから抽出する。(所得段階は当該年12月末時点のもの) ・介護保険料の減免・徴収猶予 →災害その他特別な事情により生活が著しく困難になった者に対し、申請により一定の期間保険料の減免を行う。 ・介護給付事務 →被保険者が介護保険のサービスを利用した際に事業者を支払う自己負担分以外の部分を事業者に給付する。 ・介護給付事務(保険料滞納者の給付制限に係る事務) →介護保険料滞納者に対し、滞納期間に応じた給付制限(支払方法変更、給付の一時差し止め、給付額減額)を実施する。 ・要介護(要支援)認定事務 →要介護(要支援)申請に基づき、認定調査を実施し、主治医に意見書の作成を依頼する。調査結果と意見書を基に介護認定審査会において審査・判定し、認定結果について本人に通知する。 ・介護保険の被保険者証の取得・異動に係る事務 →被保険者の資格取得・喪失の確認を行う。被保険者証の交付(再交付)を行う。住所地特例対象者については入退所等の届出を受理する。 ・要介護(要支援)認定事務(住所移転後) →要介護(要支援)認定を受けている者が住所を移動する場合、受給資格証明書に基づき認定の引継ぎを行う。 ・措置事務(福祉の措置／費用の徴収) →環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を、養護老人ホームに入所を委託する。／養護老人ホームの措置に係る者又は扶養義務者から、その負担能力に応じて、措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。
③システムの名称	介護保険資格システム 介護保険認定システム 介護保険給付システム サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番68、項番100 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項 番号法第19条第9号 【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番4 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条	事後	
平成28年12月2日	I－4－②法令上の根拠	【提供】番号法第19条第7号別表第二項番2,3,4,6,26,42,43,56の2,61,62,80,81,87,94,97,109	【提供】番号法第19条第7号別表第二項番1,2,3,4,6,26,42,56の2,58,61,62,80,87,94,108	事後	
平成28年12月2日	I－5－②所属長	介護保険課長 生田 淳	介護保険課長 志原 学	事後	
平成28年12月2日	II－1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年12月2日	II－2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II－1	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II－2	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-4-②	【照会】番号法第19条第7号別表第二項番93、94、95、61、62 【提供】番号法第19条第7号別表第二項番1,2,3,4,6,26,42,56の2,58,61,62,80,87,94,108	【照会】番号法第19条第7号別表第二項番61,62,93,94,95 【提供】番号法第19条第7号別表第二項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,108,117	事後	
平成31年1月21日	I－4 法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号別表第二項番93、94、95、61、62 【提供】番号法第19条第7号別表第二項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	【照会】番号法第19条第7号別表第二項番93、94、95、61、62 【提供】番号法第19条第7号別表第二項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117	事後	
平成31年1月21日	I－5 所属長の役職名	介護保険課長 志原 学	介護保険課長	事後	
平成31年1月21日	II－1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年1月21日	II－2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年4月23日	II－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月23日	II－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月3日	I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番4 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	事後	
令和3年6月3日	I－4 法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号別表第二項番93、94、95、61、62 【提供】番号法第19条第7号別表第二項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117	【照会】番号法第19条第8号別表第二項番93、94、61、62 【提供】番号法第19条第8号別表第二項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	事後	
令和3年6月3日	II－1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月3日	II－2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年7月15日	II－1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月15日	II－2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月28日	I－1－③	介護保険資格システム 介護保険認定システム 介護保険給付システム	介護保険資格システム 介護保険認定システム 介護保険給付システム サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	II－1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月5日時点	事後	
令和5年2月28日	II－2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月5日時点	事後	
令和5年9月20日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年1月5日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月20日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年1月5日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	番号法第9条第1項 別表 項番61、項番100 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	事後	
令和6年9月18日	I－4－②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号別表第二 項番93、94、61、62 【提供】番号法第19条第8号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項 番号法第19条第9号 【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 番号法第19条第9号	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務（保険料徴収事務を除く）
②事務の概要	【概要】後期高齢者医療制度に関する事務（保険料徴収事務を除く） 中央区では、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれに基づく条例により、東京都高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」と言う。）が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ・後期高齢者医療保険資格関係事務（資格取得・喪失） →① 後期高齢者医療の資格に関する届出（資格の取得、喪失、住所変更等）の受付を行い、広域連合に必要な情報を提供する。 ② 以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付（更新・再交付を含む）を行う。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。 ③ 一部負担金の割合判定に必要な所得・課税情報の入手及び基準収入額適用申請を受理し、広域連合に提供する。 ・後期高齢者医療保険賦課事務 →① 保険料賦課決定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ② 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ④ 後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行い、広域連合に申請書を送付する。 ・高額療養費 →高額療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・高額介護合算療養費 →高額介護合算療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・食事代差額 →食事代差額の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・生活療養費 →生活療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特別療養給付 →①特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ②特別療養費の診療報酬明細書審査。 ・移送費 →移送費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・給付調整事務 →診療報酬明細書の過誤返戻、介護保険との調整。 ・高額介護合算療養費の自己負担額証明書の交付 →高額介護合算療養費の自己負担額証明書の申請受付、証明書の交付を行う。 ・療養費 →療養費の申請書の受理、審査及び給付システムへの入力、支給を行う。 ・特別療養費 →特別療養費の申請書の受理、審査及び支給を行う。 ・特定疾病療養受療証 →特定疾病療養受療証の交付申請の受理、交付（再発行含む）を行う。 ・高額介護合算療養費 →高額介護合算療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・高額療養費 →高額療養費の申請書の受理、審査及び後期高齢者医療システムへの入力を行う。 ・限度額認定証の交付 →限度額認定証の申請書の受理、審査及び証の発行。 ・限度額認定証の更新 →限度額認定証の発送。 ・一部負担金 →①一部負担金の減額及び免除に係る申請書の受理、審査。 ②後期高齢者医療システムへの入力及び証明書の発行。

	・移送費 →移送費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・特定疾病受領証 →特定疾病療養受領証の交付申請の受理、交付(再発行含む)を行う。 ・療養費 受付 →療養費の申請書受理及び審査機関への送付を行う。 ・食事療養費の減額 →食事療養費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・生活療養費の減額 →生活療養費の申請書の受理及び審査機関への送付を行う。 ・第三者行為 →第三者行為の傷病届の受理、広域連合への進達を行う。 ・特別療養費 受付 →特別療養費の申請書の受理、広域連合への進達を行う。 ・葬祭費 受付(独自利用を含む) →葬祭費の申請書の受理、審査、支給
③システムの名称	後期高齢者医療システム 東京都後期高齢者医療広域連合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条及び別表85の項 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番5 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、116 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I-1-②		・葬祭費 受付(独自利用を含む) →葬祭費の申請書の受理、審査、支給	事後	
平成28年12月2日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 46条	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 47条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番4 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条	事後	
平成28年12月2日	II-1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	II-2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5	保険年金課長 鈴木 和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	II-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II-1	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II-2	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	I-4②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番80、82 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	事後	
令和3年4月1日	II-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年9月18日	II-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	II-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年12月2日	I-1②	② 被保険者に対する被保険者証の交付(更新・再交付を含む)、返還の受付を行う。	② 以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(更新・再交付を含む)を行う。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。	事前	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 46条	番号法 第9条及び別表85の項	事後	
令和6年9月18日	I-4②	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、116 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、児童福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

児童福祉関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉関係事務
②事務の概要	【概要】 ・入院助産 →妊婦が、経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な場合に出産費用を助成する。事前申請が必要。 ・母子生活支援施設の入所 →生活上の問題を抱えている母子家庭について、児童の健全育成のために必要と認められるときは、母子ともに母子生活支援施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行っている。 ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス →義務教育修了前の児童を有するひとり親家庭で、就労活動や急病等により家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する。 ・児童扶養手当支給事務(認定請求／額改定／支給停止／支給停止適用除外／現況届) →ひとり親家庭等で18歳になった年度の末日までの児童(障害がある場合は20歳未満)を扶養している父若しくは母又は養育者に対し、手当を支給する(所得により手当額を決定する)。／児童扶養手当の対象児童の増または減により、手当額の変更をする。／受給者等の所得が制限額を超過した場合、支給を停止する。／手当の受給から5年等を経過する要件に該当する場合減額支給となるが、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出し、要件を満たした場合には減額とならない。／児童扶養手当の受給中の者が継続して手当を受給するために、毎年8月1日から8月31日までの間に提出が必要な届出。 ・子どものための教育・保育給付支給認定事務 →幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の給付対象施設・事業の利用希望者に対し、教育や保育の必要性に応じた支給認定を行う。 ・子育てのための施設等利用給付認定 →認可外保育施設等の利用者に対し、施設等利用給付認定を行う。 ・児童手当支給事務(認定、額改定／届出) →15歳になった年度の末日までの児童を養育している方へ手当を支給する(所得制限あり)。／児童手当受給者が行う各種届出(現況届、消滅届、変更届、等)。 ・児童育成手当支給事務(独自利用) →ひとり親家庭等で18歳になった年度の末日までの児童を扶養している父若しくは母又は養育者に児童育成手当を支給する(所得制限あり)。 ・ひとり親家庭医療費助成事務(独自利用) →ひとり親家庭等に対し、住民税非課税世帯については保険診療の自己負担分と食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を、住民税課税世帯については保険診療の自己負担分の一部を助成する。 ・母子・父子福祉資金貸付事務(事務処理特例)(受付／返還免除) →母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。／母子・父子福祉資金の貸付を受けている者に対し、一定の条件を満たした場合に償還を免除する。 ・保育料の徴収 →認可保育所、区立認定こども園の入所者負担額(保育料)を徴収する。 ・副食費の徴収 →認可保育所、区立認定こども園の実費徴収額(副食費)を徴収する。 ・保育所の決定及び保育料の賦課 →認可保育所、区立認定こども園、地域型保育事業への入所者を利用調整にて決定する。また、入所者の利用者負担額(保育料)を世帯の住民税所得割額、均等割額で決定する。 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 →ひとり親家庭の母又は父の就労促進のため、区が指定する教育訓練講座を受講する場合に、費用の一部を助成する。
③システムの名称	福祉総合システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童福祉事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番9、10、56、63、64、65、81、127 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【照会】 項番17、20、81、88、89、90、106、107、155、160 【提供】 項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、161	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健部子育て支援課、保育課	
②所属長の役職名	子育て支援課長、保育課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には原則4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底しており、一連の作業をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月25日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 9条 44条 34条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 9条 44条 34条 8条 68条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	事後	
平成28年11月25日	II-1 対象人数	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成28年11月25日	II-2 取扱者数	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成29年7月31日	II-1 対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月31日	II-1 対象人数	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年7月31日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	事後	
平成29年7月31日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	子育て支援課長 山崎 健順	子育て支援課長	事後	
平成31年3月28日	II-1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	II-2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和1年10月1日	I-1-②	追加	・副食費の徴収 →認可保育所、区立認定こども園の実費徴収額(副食費)を徴収する。	事前	
令和2年4月1日	I-5-②	子育て支援課長	子育て支援課長、保育課長	事後	
令和2年4月1日	II-1	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II-2	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-5-①	福祉保健部子育て支援課	福祉保健部子育て支援課、保育課	事後	
令和3年6月1日	I-1-② 事務の概要		・子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分) →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する。	事後	
令和3年6月1日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	事後	
令和3年6月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63、121 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2 59条の4	事前	
令和3年6月1日	II-1 対象人数	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月1日	II-2 取扱者数	2020/4/1	2021/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月6日	I-1-② 事務の概要		・子育て世帯への臨時特別給付金 →新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特別的な措置として給付金を支給する。	事後	
令和4年7月6日	I-1-② 事務の概要	・入院助産 →妊婦が、経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な場合の、助産施設への入所。事前申請が必要。	・入院助産 →妊婦が、経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な場合に出産費用を助成する。事前申請が必要。	事後	
令和4年7月6日	II-1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月6日	II-2 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年2月28日	I-1-③ システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の2及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の2及び第3条	事後	
令和5年2月28日	II-1 対象人数	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年2月28日	II-2 取扱者数	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年9月20日	I-1-② 事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金 →新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的負担が大きい低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給する。		事後	
令和5年9月20日	I-1-② 事務の概要	・子育て世帯への臨時特別給付金 →新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特別的な措置として給付金を支給する。		事後	
令和5年9月20日	I-1-② 事務の概要		・子育て世帯生活支援特別給付金 →食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。	事後	
令和5年9月20日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、100 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 73条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、101 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 74条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	事後	
令和5年9月20日	II-1 対象人数	2023/1/5	2023/4/1	事後	
令和5年9月20日	II-2 取扱者数	2023/1/5	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I-1-② 事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金 →食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。		事後	
令和6年9月18日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、101 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 74条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	番号法第9条第1項 別表 項番9、10、56、63、64、65、81、127 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I -4 情報提供ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63、121 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2 59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 【照会】 項番17、20、81、88、89、90、106、107、155、160 【提供】 項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、161	事後	
令和6年9月18日	II -1 対象人数	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II -2 対象人数	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際 には原則4情報又は住所を含む3情報による照 会を行うことを徹底しており、一連の作業をマ ニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考 えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再 掲】-判断の根拠)		福祉システムへのアクセスが可能な職員は、IC カードとパスワードによる認証によって限定して おり、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに 作成することで、アクセス権限の適切な管理を 行っていることから、権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等)によって不正に使用 されるリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	障害者福祉事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

障害者福祉事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	【概要】 ・特別障害者手当等支給事務(資格認定／現況届) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。／所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。 ・心身障害者福祉手当事務(独自利用) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。 ・児童育成手当(障害手当)事務(独自利用) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。 ・特別児童扶養手当事務(資格認定／所得状況届) →認定請求者の受給要件が満たしていることを確認し、都に進達をする。／所得状況等を確認し、都に進達をする。 ・重度心身障害者手当事務(都の事務・事務処理特例) →認定申請及び届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・障害児通所給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、計画相談を導入し支給量を決定。あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。 ・自立支援医療費支給等決定事務 →届出等の内容を確認、支給決定。あわせて所得から費用負担額を決定する。 ・介護給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、支援区分を審査会にて決定、計画相談を導入し支給量を決定。あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。 ・高額障害福祉サービス等給付費支給決定事務 →届出等の内容を確認、支払金額を決定、支給する。 ・他の法令による給付との調整 →届出の内容を確認、他の法令による給付と障害者総合支援法に基づく給付の有利な方を選択する。 ・身体障害者手帳事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・精神保健福祉手帳事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・自立支援医療(精神通院)に係る審査事務(事務処理特例) →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・自立支援医療(精神通院)の都独自助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。国民健康保険は区において決定する。 ・障害児通所支援等利用者負担額助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。
③システムの名称	福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉事務ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番 9 20 21 22 51 66 67 117 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1、3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条及び第4条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 【照会】 14、15、16、20、37、75、91、92、93、119、144、145、146 【提供】 11、15、20、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、113、125、141、144、155	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	中央区 福祉保健部 障害者福祉課	
②所属長の役職名	障害者福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部 総務課 情報公開係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部 総務課 情報公開係	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[☐] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[☐] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	1 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	追加	・身体障害者手帳事務→届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。	事後	
平成28年12月1日	1 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	地域生活支援事業支給決定業務(訪問入浴サービス／自動車運転免許取得／自動車改造助成／就職支援金／日常生活用具購入費等給付／移動支援／日中一時支援／生活サポート) →(支給要件及び所得状況を確認し、支給認定及び負担額を決定する。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。)	地域生活支援事業支給決定業務(訪問入浴サービス／自動車運転免許取得／自動車改造助成／就職支援金／日常生活用具購入費等給付／移動支援／地域活動支援センター／日中一時支援／生活サポート) →(支給要件及び所得状況を確認し、支給認定及び負担額を決定する。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。)	事後	
平成28年12月1日	1 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	総合福祉システム 自立支援システム	福祉総合システム	事後	
平成28年12月1日	3 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、12、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令 8条 12条 25条 37条 38条 60条	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、12、14、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令 8条 11条 12条 14条 25条 37条 38条 60条 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1及び3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第4条	事後	
平成28年12月1日	5 評価実施機関における担当部署②所属長	障害者福祉課長 井上 一雄	障害者福祉課長 遠藤 誠	事後	
平成28年12月1日	Ⅱ-1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月1日	Ⅱ-2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅰ-5	障害者福祉課長 遠藤 誠	障害者福祉課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番16、19、26、27、28、31、54、55、57、79、87、106	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-1	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-2	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅳリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	十分である	委託をしていないため未記入	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特別障害者手当等支給事務(資格・額の認定/現況届/福祉手当現況届) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。/所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。/所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。	・特別障害者手当等支給事務(資格認定/現況届) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。/所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特別児童扶養手当事務(資格、額の認定/額の改定/所得状況届) →認定請求者の受給資格要件が満たしていることを確認し、都に進達をする。/認定請求者が額改定に該当することを確認し、都に進達をする。/所得状況等を確認し、都に進達をする。	・特別児童扶養手当事務(資格認定/所得状況届) →認定請求者の受給資格要件が満たしていることを確認し、都に進達をする。/所得状況等を確認し、都に進達をする。	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・障害児通所給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、計画相談を導入し支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。	・障害児通所給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、計画相談を導入し支給量を決定。あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・自立支援医療費支給等決定事務 →届出等の内容を確認、支給決定あわせて所得から費用負担額を決定する。	・自立支援医療費支給等決定事務 →届出等の内容を確認、支給決定。あわせて所得から費用負担額を決定する。	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高額障害福祉サービス等給付費支給決定事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。	・高額障害福祉サービス等給付費支給決定事務 →届出等の内容を確認。支払金額を決定、支給する。	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・自立支援医療(精神通院)の都独自助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する、国民健康保険は区において決定する。	・自立支援医療(精神通院)の都独自助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。国民健康保険は区において決定する。	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地域生活支援事業支給決定業務(訪問入浴サービス/自動車運転免許取得/自動車改造助成/就職支援金/日常生活用具購入費等給付/移動支援/日中一時支援/生活サポート) →(支給要件及び所得状況を確認し、支給認定及び負担額を決定する。/支給要件を確認し、支給決定を行う。/支給要件を確認し、支給決定を行う。/支給要件を確認し、支給決定を行う。/届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。/届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。)	削除	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地域生活支援事業利用者負担超過負担額支給に係る審査事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。	削除	事後	
令和4年6月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	中央区障害者グループホーム等支援(家賃助成)に係る審査事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。	削除	事後	
令和4年6月28日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	事後	
令和4年6月28日	II-1 しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月28日	II-2 しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年10月13日	II-1 しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年10月13日	II-2 しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、12、14、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令 8条 11条 12条 14条 25条 37条 38条 60条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1、3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条及び第4条	番号法第9条第1項 別表 項番9 20 21 22 51 66 67 117 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1、3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条及び第4条	事後	
令和6年9月18日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 【照会】 14、15、16、20、37、75、91、92、93、119、144、145、146 【提供】 11、15、20、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、113、125、141、144、155		
令和6年9月18日	II-1 しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	II-2 しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

生活保護事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	【概要】 ・生活保護事務(実施／変更／実施(職権)／停止／徴収金の徴収) →生活保護法の規定に基づき、生活に困窮する世帯に対し、各世帯状況に合わせた各種扶助の提供を行う。／生活保護法の規定に基づき、生活に困窮する世帯に対し、各世帯状況に変化が生じた場合等、保護内容の変更を行う。／生活保護法の規定に基づき、生活に困窮する世帯が、自らの意思により保護を求められない状況であり、福祉事務所が当該状況において生活に困窮する世帯に何らかの扶助が必要と判断した場合に行う。／生活保護法の規定に基づき、生活に困窮する世帯が、臨時的な収入の増加や最低生活費の減少等により一時的に保護を要しなくなった場合であって、おおむね6ヶ月以内に再び保護を要する状態となることが予想されるときに行う。／生活保護法78条の規定に基づき、徴収金の支払い義務を負った者に支払い請求を行い、当該人物の同意に基づき納付書等による支払い又は月々の保護費から一定額を徴収する。 ・中国残留邦人等支援事務(給付の実施)／変更(職権)／給付の実施(14条)／開始・変更(14条)／徴収金の徴収(14条) →中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(同法14条-4の規定に基づき生活保護法を準用する)の規定に基づき、同法対象世帯に対し、各世帯状況に合わせた各種支援給付を行う。／中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(同法14条-4の規定に基づき生活保護法を準用する)の規定に基づき、自らの意思により支援給付を求められない状況であり、福祉事務所が当該状況において同法に該当する世帯に何らかの支援給付が必要と判断した場合に行う。／中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(同法14条-4の規定に基づき生活保護法を準用する)の規定に基づき、同法対象世帯に対し、各世帯状況に合わせた各種支援給付を行う。／中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(同法14条-4の規定に基づき生活保護法を準用する)の規定に基づき、同法対象世帯に対し、各世帯状況に変化が生じた場合等、支援給付内容の変更を行う。／中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(同法14条-4の規定に基づき生活保護法を準用する)の規定に基づき、徴収金の支払い義務を負った者に支払い請求を行い、当該人物の同意に基づき納付書等による支払い又は月々の保護費から一定額を徴収する。 ・医療保険者等向け中間サーバーを利用したオンライン資格確認に関する事務 ①医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活保護事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番23、95、135 ・生活保護法第34条 第5項および第6項(オンライン資格確認)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【照会】 項番42、125、160 【提供】 項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区福祉保健部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月2日	Ⅱ-1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年12月2日	Ⅱ-2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5-①	生活支援課長 倉本 伊知郎	生活支援課長 阿部 志穂	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	生活支援課長 阿部 志穂	生活支援課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月9日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【提供】 項番9、10、14、16、24、26、27、28、31、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108	番号法第19条第7号 別表第二 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	事後	
令和2年4月9日	Ⅱ-1	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月9日	Ⅱ-2	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年6月3日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番26、87 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番26、87 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	事後	
令和3年6月3日	Ⅱ-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月3日	Ⅱ-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年7月19日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月19日	Ⅱ-2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年8月31日	I-1-②		・医療保険者等向け中間サーバーを利用したオンライン資格確認に関する事務 ①医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	医療扶助オンライン資格確認対応のため
令和5年8月31日	I-1-③	生活保護システム	生活保護システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等、中間サーバー	事前	医療扶助オンライン資格確認対応のため
令和5年8月31日	I-3	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15、63 ・番号法別表第一主務省令 15条 48条	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15、63、101 ・番号法別表第一主務省令 15条 48条 ・生活保護法第34条 第5項および第6項(オンライン資格確認) 令和6年3月施行予定	事前	公金受取口座・医療扶助オンライン資格確認対応のため
令和5年8月31日	I-4-②	・番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120	・番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87、121 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項 令和6年3月施行予定	事前	公金受取口座・医療扶助オンライン資格確認対応のため
令和5年8月31日	Ⅳリスク対策 ④特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託をしていないため未記入	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認対応のため
令和6年9月18日	I-3	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15、63、101 ・番号法別表第一主務省令 15条 48条 ・生活保護法第34条 第5項および第6項(オンライン資格確認) 令和6年3月施行予定	・番号法第9条第1項 別表 項番23、95、135 ・生活保護法第34条 第5項および第6項(オンライン資格確認)	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	・番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87、121 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項 令和6年3月施行予定	・番号法第19条第8号 第2条 【照会】 項番42、125、160 【提供】 項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I-5-①	中央区福祉保健部生活支援課	中央区福祉保健部地域福祉課	事後	
令和6年9月18日	I-5-②	生活支援課長	地域福祉課長	事後	
令和6年9月18日	II-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	II-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

健康管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理事務
②事務の概要	【概要】 ・母子保健事業(新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付) →妊娠の届出のあった者に対し、母子健康手帳を交付し、出生通知があった全新生児を対象に、保健師等が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児についての相談を行っている。 ・慢性疾患児童医療給付(支給認定／変更／取消／内容変更／受給者証の再交付) →東京都に住所を有する、18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。(都制度)区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。【小児慢性疾患医療費助成制度】 ・児童福祉事業 →中央区に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、申請を受理し、給付を行う。【養育医療費助成制度】 ・養育医療に要する費用の徴収 ・難病医療費等助成事務(事務処理特例) →東京都において、国及び東京都の指定する難病等の方に対して医療費を助成する。(都制度)区としては、東京都の助成基準に従い申請を受理する。【難病医療費等助成制度】 ・難病患者福祉手当事務(独自利用) →受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答(決定)に関する事務を行う。 ・自立支援医療(育成医療)助成事務(申請受付、受給者証発行) →中央区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものに対して、申請を受理し、給付を行う。【育成医療費助成制度】 ・結核児童療育給付 →中央区に住所を有する18歳未満の児童で結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。 ・予防接種(実施／給付／実費の徴収) →予防接種法に基づく定期予防接種、法に基づかない任意予防接種を実施している。
③システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、高齢障がいシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番8、14、70、105、117、131
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会・提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番11・15・20・37・42・70・75・80・96・125・144・155・161 【独自利用事務】番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない（入手） [☐]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。また、申請者がマイナンバーカードを所持していない等の理由により個人番号を得られない場合にのみ行う住基ネット照会は必要最低限な情報を得ることとする情報照会を原則としている。一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	二要素認証等による適切なアクセス制御、アクセスログの収集等の安全管理措置が取られており、また、アクセスログは定期的に分析されており、不正なアクセスがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 ・結核児童療養給付(事務処理特例) →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。(都制度)区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。 ・慢性疾患児童医療給付(支給認定／変更／取消／内容変更／受給者証の再交付) →東京都に住所を有する、18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。(都制度)区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。【小児慢性疾患医療費助成制度】 ・予防接種(実施／給付／実費の徴収) →予防接種法に基づく定期予防接種、法に基づかない任意予防接種を実施している。	【概要】 ・結核児童療養給付(事務処理特例) →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。(都制度)区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。 ・慢性疾患児童医療給付(支給認定／変更／取消／内容変更／受給者証の再交付) →東京都に住所を有する、18歳未満で、小児慢性疾患の対象疾患及び当該疾患の状態が認定基準に該当する児童を助成の対象とする。(都制度)区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。【小児慢性疾患医療費助成制度】 ・予防接種(実施／給付／実費の徴収) →予防接種法に基づく定期予防接種、法に基づかない任意予防接種を実施している。	事前	
平成28年11月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄の続き)	・児童福祉事業 →中央区に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、申請を受理し、給付を行う。【養育医療費助成制度】 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため医療費を助成する。(都制度)【結核医療費助成制度】 ・母子保健事業(新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付) →妊娠の届出のあった者に対し、母子健康手帳を交付し、出生通知があった全新生児を対象に、保健師等が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児についての相談を行っている。	・児童福祉事業 →中央区に居住する母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、申請を受理し、給付を行う。【養育医療費助成制度】 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため医療費を助成する。(都制度)【結核医療費助成制度】 ・母子保健事業(新生児・妊産婦・未熟児の訪問指導、妊娠・低体重児の届出、母子健康手帳の交付) →妊娠の届出のあった者に対し、母子健康手帳を交付し、出生通知があった全新生児を対象に、保健師等が訪問し、発育・授乳・病気の予防などの育児についての相談を行っている。	事前	
平成28年11月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄の続き)	・難病医療費等助成事務(事務処理特例) →東京都において、国及び東京都の指定する難病等の方に対して医療費を助成する。(都制度)区としては、東京都の助成基準に従い申請を受理する。【難病医療費等助成制度】 ・自立支援医療(育成医療)助成事務(申請受付、受給者証発行) →中央区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものに対して、申請を受理し、給付を行う。【育成医療費助成制度】	・難病医療費等助成事務(事務処理特例) →東京都において、国及び東京都の指定する難病等の方に対して医療費を助成する。(都制度)区としては、東京都の助成基準に従い申請を受理する。【難病医療費等助成制度】 難病患者福祉手当事務(独自利用) →受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答(決定)に関する事務を行う。 ・自立支援医療(育成医療)助成事務(申請受付、受給者証発行) →中央区に住所を有する18歳未満の児童で、身体上の障害を有する者又は現存する疾患が、当該障害又は疾患にかかる医療を行わないときは、同程度の障害を残すと認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものに対して、申請を受理し、給付を行う。【育成医療費助成制度】	事前	
平成28年11月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10、49、70、76、84、98 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10、49、70、76、84、98 【独自利用事務】 条例第5条第1項別表第1 項番三の二 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	事前	
平成28年11月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番9、16、17、18、19、56の2、70、97、108、109、110、120 【提供】 項番16、26、87、116、56の2、18、70、97	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番9、16、17、18、19、56の2、70、97、108、109、110、119、120 【提供】 項番16、26、87、116、56の2、18、70、97	事前	
平成28年11月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 杉下 由行	健康推進課長 佐瀬 一葉	事前	
平成28年11月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年9月11日時点	平成28年4月1日時点	事前	
平成28年11月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年9月11日時点	平成28年4月1日時点	事前	
平成29年4月1日	II -1	2016/4/1	2017/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月28日	Ⅰ－5－②	健康推進課 佐瀬一葉	健康推進課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ－1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ－2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ－1－②		養育医療に要する費用の徴収	事前	
令和2年4月1日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番9、16、17、18、19、56の2、70、97、108、109、110、119、120 【提供】 項番16、26、87、116、56の2、18、70、97	番号法第9条第7号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ－1	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－2	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ－1－②	・結核児童療養給付(事務処理特例)	・結核児童療育給付(事務処理特例)	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ－1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ－2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ－4－②	番号法第9条第7号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	番号法第9条第8号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	事前	
令和4年4月1日	Ⅰ－3	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10、49、70、76、84、98 【独自利用事務】 条例第5条第1項別表第1 項番三の二 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10、49、70、76、84、98 【独自利用事務】 条例第4条第1項別表第1 項番三の二 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ－4－②	番号法第9条第8号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ－1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ－2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年2月28日	Ⅰ－1－③	健康管理システム	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ－1	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年2月28日	Ⅱ－2	2022/4/1	2023/1/5	事後	
令和5年10月14日	Ⅱ－2	2023/1/5	2023/4/14	事後	
令和5年10月14日	Ⅱ－2	2023/1/5	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	Ⅰ－1－③	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、高齢障がいシステム		
令和6年9月18日	Ⅱ－1	2023/4/14	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ－2	2023/4/1	2024/4/10	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月18日	I-1-②	・結核児童療育給付(事務処理特例) →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、 骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その 治療のため医師が長期の入院を必要と認めた 方を対象に医療費を助成する。(都制度)区とし ては、東 京都が定める助成基準に従い、申請を受理す る。 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支 給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防 止、感染 症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区 内関係機関との情報の共有化および連携・協力 体制の 強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律」に基づき、結核 患者に 対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため 医療費を助成する。(都制度)【結核医療費助成 制度】	・結核児童療育給付 →中央区に住所を有する18歳未満の児童で結 核にかかっている方のうち、その治療のため医 師が長期 の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助 成する。 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支 給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防 止、感染 症発生時の対応、感染症対策に係る区内関係 機関との情報の共有化および連携・協力体制の 強化を 図る。	事後	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10、49、 70、76、84、98 【独自利用事務】 条例第4条第1項別表第1 項番三の二 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	番号法第9条第1項 別表 項番8、14、70、105、 117、131	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、 109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、 57、69-2、87、108、116	【照会・提供】番号法第19条第8号に基づく主 務省令第2条の表 項番11・15・20・37・42・70・ 75・80・96・125・144・155・161 【独自利用事務】番号法第19条第9号	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		申請者本人から個人番号の提供を受け、その 上で記載された番号の真正性確認を行っている。 また、申請者がマイナンバーカードを所持し ていない等の理由により個人番号を得られない 場合にのみ行う住基ネット照会が必要最低限な 情報を得ることとする情報照会を原則としてい る。一連の業務においては、複数人での内容確 認を実施しており、また、手順をマニュアル化し て情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考 えられる対策)		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情 報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再 掲】-判断の根拠)		二要素認証等による適切なアクセス制御、アク セスログの収集等の安全管理措置が取られて おり、また、アクセスログは定期的に分析され ており、不正なアクセスがないことを確認してい る。	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	就学管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中央区教育委員会は、就学管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	就学管理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
中央区教育委員会事務局

公表日
令和6年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学管理事務
②事務の概要	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。 ・就学援助(要保護者医療費支払い事務) →学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務。 ・就学援助(学用品費等の支給)(独自利用) →学校教育法第十九条による就学援助事務に係る対象者の把握に関する事務。
③システムの名称	就学関係業務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一の項番6及び7 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第14項 ・中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局学務課
②所属長の役職名	学務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	事後	
平成28年12月2日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番37、38 【提供】 項番26、87	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	事後	
平成28年12月2日	I-5-②評価実施機関における担当部署 所属長	伊藤 孝志	斎藤 公一	事後	
平成28年12月2日	II-1 対象人数	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	II-2 取扱者数	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年7月31日	I-5-②評価実施機関における担当部署 所属長	斎藤 公一	森下 康浩	事後	
平成29年7月31日	II-1 対象人数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月31日	II-2 取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年1月21日	I-1-②	・幼稚園入園料及び保育料 →区立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する事務。	削除	事後	
平成31年1月21日	I-2	(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連、区立幼稚園入園料・保育料)	(1)就学管理情報ファイル(就学援助関連)	事後	
平成31年1月21日	II-1 対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年1月21日	II-2 取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和2年4月24日	II-1 対象人数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月24日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年5月24日	II-1 対象人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年5月24日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月4日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	事前	
令和4年7月6日	II-1 対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月7日	II-2 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年9月20日	II-1 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年9月20日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年9月18日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	番号法第9条第2項 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一の項番6及び7 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	事後	
令和6年9月18日	II-1 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	II-2 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	・番号法第19条第14項 ・中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和6年9月18日	②事務の概要	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。	事後	
令和6年9月18日	評価実施機関名	中央区長	中央区教育委員会事務局	事後	
令和6年9月18日	6.他の評価実施機関	中央区教育委員会	削除	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	区営住宅管理事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、区営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

区営住宅管理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	区営住宅管理事務
②事務の概要	【概要】 ・区営住宅管理事務（家賃の決定、あっせん／家賃・敷金の徴収猶予、敷金の減免、入居の申込、事業主体の承認／明渡しの請求・期限の延期、48条に定める事項） →・収入報告に基づく使用料の決定（毎年度）・高額所得者への住宅のあっせん・入居時提出書類に基づく家賃の決定。／・災害被害、生活困窮等の事情に基づく使用料、保証金の徴収猶予、減免（要申請）・使用申込者に対する資格審査・模様替え等の工作申請、住宅以外の使用申請に対する承認・同居許可申請、使用承継申請に対する承認。／・高額所得者への明渡し請求・不正入居者、長期滞納者等に対する明渡し請求・その他中央区営住宅条例・同条例施行規則に基づく管理事務。
③システムの名称	住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 区民住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番27
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ-1	平成27年9月4日	平成28年4月1日	事後	
平成28年4月1日	Ⅱ-2	平成27年9月4日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-4-②	番号法第19条第7号 【照会】 項番31 【提供】 無し	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	住宅課長 平野 照雄	住宅課長 川島 理恵子	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	住宅課長 川島 理恵子	住宅課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月10日	Ⅱ-1	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月10日	Ⅱ-2	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年6月4日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	事前	
令和3年6月4日	Ⅱ-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年7月4日	Ⅱ-1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月4日	Ⅱ-2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年10月5日	Ⅱ-1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年10月5日	Ⅱ-2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番19 番号法別表主務省令 18条	番号法第9条第1項 別表 項番27	事前	
令和6年9月18日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。	事前	
令和6年9月18日	Ⅱ-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事前	
令和6年9月18日	Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事前	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年9月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)
②事務の概要	【概要】 各種保険制度の保険料の徴収に関する事務 ・国民健康保険徴収事務 →国民健康保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・国民健康保険滞納整理事務 →国民健康保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険滞納整理 →後期高齢者医療保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険徴収事務 →後期高齢者医療保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険徴収事務 →介護保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険滞納整理事務 →介護保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。
③システムの名称	国民健康保険収納システム 後期高齢者医療システム、介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険料収納情報ファイル (2)後期高齢者医療保険収納情報ファイル (3)介護保険料収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表 項番44、85、100
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 【提供】 項番2、3、5、6、7、42、69、87、115、125、131
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	Ⅱ－1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月2日	Ⅱ－2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ－5	保険年金課長 鈴木和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ－2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅰ－5－②	保険年金課長 倉本伊知郎	保険年金課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ－1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ－2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－1	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ－2	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 無し 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ－1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ－2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年1月4日	Ⅰ－1－②	【概要】 各種保険制度の保険料の徴収に関する事務 ・国民健康保険徴収事務 →国民健康保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・国民健康保険滞納整理事務 →国民健康保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険滞納整理 →後期高齢者医療保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険徴収事務 →後期高齢者医療保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険徴収事務 →介護保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険滞納整理事務 →介護保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。	【概要】 各種保険制度の保険料の徴収に関する事務 ・国民健康保険徴収事務 →国民健康保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・国民健康保険滞納整理事務 →国民健康保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険滞納整理 →後期高齢者医療保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険徴収事務 →後期高齢者医療保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険徴収事務 →介護保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険滞納整理事務 →介護保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。	事後	
令和4年1月4日	Ⅰ－1－③	国民健康保険収納システム 後期高齢者医療システム	国民健康保険収納システム 後期高齢者医療システム、介護保険システム	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ－1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ－2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ－1	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ－2	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ－1	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ－2	令和5年4月1日	令和6年4月10日	事後	
令和6年9月18日	Ⅰ－3	番号法第9条第1項 別表第一 項番30、59、68 番号法別表第一主務省令 24条 46条 50条	番号法第9条 別表 項番44、85、100	事後	
令和6年9月18日	Ⅰ－4－②	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 【提供】 項番2、3、5、6、7、42、69、87、115、125、131	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	【概要】 ・国民年金法に基づき国民年金第1号被保険者の加入・喪失手続き及び保険料免除の受付等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、国民年金法の規定に従い、次の事務に利用している。 ①第1号被保険者資格喪失の承認申請(任意脱退)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理 ②第1号被保険者・任意加入被保険者氏名変更・住所変更の受理、住所変更報告(転出)・居所未登録者の報告、資格記録・生年月日性別訂正報告書、基礎年金番号通知書の再交付申請の受理、付加保険料の納付の申出の受理、付加保険料を納付しないことの申出の受理 ③任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者資格取得・資格喪失(死亡喪失)申出書の受理 ④保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の照会) ⑤保険料全額(または一部)免除の申請、保険料全額(または一部)免除の取消の届出 ⑥納付猶予の届出、取消の届出 ⑦学生などの保険料納付の特例に係る申請、特例の不該当届の申請、特例の取消の申請 ⑧産前産後期間に係る保険料免除申請の届出 ⑨老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などに関する裁定請求書、申請書、届出等の審査・受理・通知 ⑩受理した届書等を日本年金機構へ送付進達する。
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番46
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーは、本人が申請書類に記載することによる提供のみで、住基ネット照会による取得は行わない。また、申請書類に記載されたマイナンバーは、確認後、日本年金機構に提出しない書類の場合は記載されたマイナンバーは塗りつぶしている。マイナンバーの記載された書類は鍵のかかる場所に保管し、保存文書は文書引継ぎし保存年限経過後速やかに廃棄している。なお、一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、全職員(会計年度任用職員含む)対象に実施される情報セキュリティ研修を、担当職員全員が受講している。また、本人が記載した申請書類は複数人が記載を塗りつぶしていることを確認する運用をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	番号法第9条第1項 別表第一 項番31	事後	
平成28年12月2日	II -1	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成28年12月2日	II -2	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I -5	保険年金課長 鈴木 和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II -1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II -2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	I -5-②	保険年金課長 鈴木和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II -1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II -2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月28日	I -5-②	保険年金課長 倉本伊知郎	保険年金課長	事後	
平成31年3月28日	II -1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	II -2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和2年4月1日	I -1	追加	⑧産前産後期間に係る保険料免除申請の届出	事後	
令和2年4月1日	II -1	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	II -2	2018/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年6月4日	II -1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年6月4日	II -2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年4月1日	I -1	国民年金手帳	基礎年金番号通知書	事後	
令和4年4月1日	II -1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II -2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年4月1日	II -1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II -2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	I -3	番号法第9条第1項 別表第一 項番31	番号法第9条第1項 別表 項番46	事後	
令和6年9月18日	II -1	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II -2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	IV-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8(判断の根拠)		マイナンバーは、本人が申請書類に記載することによる提供のみで、住基ネット照会による取得は行わない。また、申請書類に記載されたマイナンバーは、確認後、日本年金機構に提出しない書類の場合は記載されたマイナンバーは塗りつぶしている。マイナンバーの記載された書類は鍵のかかる場所に保管し、保存文書は文書引継ぎし保存年限経過後速やかに廃棄している。なお、一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	IV-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月27日	IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		毎年度、全職員(会計年度任用職員含む)対象に実施される情報セキュリティ研修を、担当職員全員が受講している。また、本人が記載した申請書類は複数人が記載を塗りつぶしていることを確認する運用をしている。	事後	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	【概要】 健康増進法第19条の2の健康増進事業のうち健康増進法施行規則第4条の2第1号から第3号まで及び第6号に基づくがん検診等を行う。 ・住民基本台帳を基に対象者の抽出 ・対象者への検診受診券の交付及び再交付 ・医療機関(医師会とりまとめ)より検診結果を受領 ・検診結果を健康管理システムへデータ入力し、管理 ・検診結果を国が管理する中間サーバーへ連携 【対象の検診】 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 肝炎ウイルス検診 骨粗しょう症検診 歯周疾患検診
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業における各種検診結果	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康推進課
②所属長の役職名	地域保健担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認する。 ・手順をマニュアル化して情報共有している。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月15日	Ⅱ - 1	2022/4/1	2023/4/1		
令和5年9月15日	Ⅱ - 2	2022/4/1	2023/4/1		
令和6年9月18日	I - 3	・番号法第9条第1項及び別表第一の76項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項	事後	
令和6年9月18日	I - 4②	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	〈情報照会〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 〈情報提供〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	
令和6年9月18日	I - 5①	福祉保健部管理課	福祉保健部健康推進課	事後	
令和6年9月18日	I - 5②	管理課長	地域保健担当課長	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ - 1	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	Ⅱ - 2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-8(判断の根拠)		人手を介在させる局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認する。 ・手順をマニュアル化して情報共有している。	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月27日	Ⅳ-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
1	住民基本台帳に関する事務	I-3	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除
		I-4-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108, 110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160, 163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)
		II-1	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点
		II-2	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点
		I-1-③	・住基ネットGWシステム	削除
		I-1-③	・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム・申請管理システム)
		I-1-③	・サービス検索・電子申請機能	削除
		IV-8 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か		十分である
		IV-8 判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバー入りの書類を送付する作業では、複数人での確認を行うようにしており、一連の作業をマニュアル化して情報共有しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
		IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策全項目評価又は重点項目評価を実施する		○
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務	I-3	第9条第1項 別表第一の16の項	第9条第1項 別表の24の項
		I-4-②	〈照会〉番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	〈照会〉番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
		I-4-②	〈提供〉番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二事務番号第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	〈提供〉番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		Ⅱ-1	令和5年4月1日現在	令和6年4月10日現在
		Ⅱ-2	令和5年4月1日現在	令和6年4月10日現在
		I-1-③	⑧ズバツと課税状況(課税状況調forMICJET)	削除(以後番号繰り上げ)
		Ⅳ-8 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である
		Ⅳ-8 判断の根拠		委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術等の状況を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。また、契約書において、次の内容を義務付けている。 ・組織体制の整備。漏えい事案に対応する体制の整備及び安全管理措置の定期的見直しを行っている。 ・委託する業務の遂行に必要な範囲を超える事業所からの特定個人情報の持ち出しは禁止とすること。 これらの対策を講じていることから委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
3	国民健康保険事務(保険料徴収事務を除く)	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する		○
		Ⅱ-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		I-1②	・被保険者資格者証の(再)交付、返還 →被保険者に対する被保険者資格者証の交付(再交付含む)、返還受理を行う。 ・被保険者証の交付、検認又は更新 →被保険者に対する被保険者証の交付(再交付含む)、更新を行う。	・資格確認書等の(再)交付、検認又は更新 →以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(再交付含む)、検認又は更新を行う。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。
		I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番30 番号法別表第一主務省令 24条	番号法 第9条及び別表44の項
		I-4②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番42、43、44 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表69、70、71 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
4	介護保険事務(保険料徴収事務を除く)	I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番41、項番68 番号法別表第一主務省令 第32条、第50条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条	番号法第9条第1項 別表 項番61、項番100 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一項番4、別表第二項番3、項番8 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第5条、第11条、第16条
		I－4－②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号別表第二 項番93、94、61、62 【提供】番号法第19条第8号別表第二 項番1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,46,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108,117	【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87、131、132の項 番号法第19条第9号 【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、7、11、15、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項 番号法第19条第9号
		Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点
		Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点
5	後期高齢者医療保険事務(保険料徴収事務を除く)	Ⅱ－1	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		Ⅱ－2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		I－1②	② 被保険者に対する被保険者証の交付(更新・再交付を含む)、返還の受付を行う。	② 以下のとおり、被保険者に対する資格確認書等の交付(更新・再交付を含む)を行う。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができる者に対し、資格情報のお知らせを交付する。 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない状態にある者に対し、資格確認書を交付する。 なお、被保険者からマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)に係る利用登録解除の申請書を受け付けた場合は、資格確認書の発行とともに、オンライン資格確認システム医療保険者向け中間サーバーへ利用登録の解除依頼を行う。
		I－3	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一主務省令 46条	番号法 第9条及び別表85の項
		I－4②	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番1、2、3、12、15、17、22、26、42、43、62、78、80、82、87、93、97、109	番号法 第19条第8号(利用特定個人情報の提供の制限) 【照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表115、116 【提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173
6	児童福祉関係事務	I－1-② 事務の概要	・子育て世帯生活支援特別給付金 →食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する。	削除
		I－3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、9、37、43、44、45、56、94、101 番号法別表第一主務省令 29条 35条 36条 8条 9条 44条 34条 68条 74条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条	番号法第9条第1項 別表 項番9、10、56、63、64、65、81、127 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番1の3及び2 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条の3及び第3条

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番13、57、64、65、16、116、74、75、63、121 【提供】 項番16、26、30、47、57、64、65、87、116 番号表別表第二主務省令第59条の2 59条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【照会】 項番17、20、81、88、89、90、106、107、155、160 【提供】 項番17、20、42、81、89、90、125、141、155、161
		II-1 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		II-2 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		IV-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
		IV-8(判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には原則4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底しており、一連の作業をマニュアル化して情報共有している。
		IV-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
		IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		福祉システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
7	障害者福祉事務	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番8、11、12、14、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令 8条 11条 12条 14条 25条 37条 38条 60条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1、3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条及び第4条	番号法第9条第1項 別表 項番9 20 21 22 51 66 67 117 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第一 項番1、3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第2条及び第4条
		I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 【照会】 14、15、16、20、37、75、91、92、93、119、144、145、146 【提供】 11、15、20、29、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、113、125、141、144、155
		II-1 しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		II-2 しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月10日
8	生活保護事務	I-3	・番号法第9条第1項 別表第一 項番15、63、101 ・番号法別表第一主務省令 15条 48条 ・生活保護法第34条 第5項および第6項(オンライン資格確認) 令和6年3月施行予定	・番号法第9条第1項 別表 項番23、95、135 ・生活保護法第34条 第5項および第6項(オンライン資格確認)

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		I-4-②	・番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番26、87、121 【提供】 項番9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項 令和6年3月施行予定	・番号法第19条第8号 第2条 【照会】 項番42、125、160 【提供】 項番13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172 ・生活保護法 第80条の4 第1項および第2項
		I-5-①	中央区福祉保健部生活支援課	中央区福祉保健部地域福祉課
		I-5-②	生活支援課長	地域福祉課長
		Ⅱ-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
9	健康管理事務	I-1-③	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能、高齢障がいシステム
		Ⅱ-1	令和5年4月14日	令和6年4月10日
		Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		I-1-②	・結核児童療育給付(事務処理特例) →東京都に住所を有する18歳未満の児童で、骨関節結核その他の結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。(都制度)区としては、東京都が定める助成基準に従い、申請を受理する。 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の的確な対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。／「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核患者に対し適正な医療と治療費の負担軽減を図るため医療費を助成する。(都制度)【結核医療費助成制度】	・結核児童療育給付 →中央区に住所を有する18歳未満の児童で結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方を対象に医療費を助成する。 ・感染症予防(入院勧告／措置／費用負担／支給) →「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の拡大防止、感染症発生時の対応、感染症対策に係る区内関係機関との情報の共有化および連携・協力体制の強化を図る。
		I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番7、10、49、70、76、84、98 【独自利用事務】 条例第4条第1項別表第1 項番三の二 番号法別表第一主務省令 7条 10条 40条 52条 54条 60条	番号法第9条第1項 別表 項番8、14、70、105、117、131
		I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番16-2、17、18、19、69-2、70、97、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、16-2、16-3、20、26、53、56-2、57、69-2、87、108、116	【照会・提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番11・15・20・37・42・70・75・80・96・125・144・155・161 【独自利用事務】番号法第19条第9号
		Ⅳ-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
		Ⅳ-8(判断の根拠)		申請者本人から個人番号の提供を受け、その上で記載された番号の真正性確認を行っている。また、申請者がマイナンバーカードを所持していない等の理由により個人番号を得られない場合にのみ行う住基ネット照会が必要最低限な情報を得ることとする情報照会を原則としている。一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。
		Ⅳ-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
		Ⅳ-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		二要素認証等による適切なアクセス制御、アクセスログの収集等の安全管理措置が取られており、また、アクセスログは定期的に分析されており、不正なアクセスがないことを確認している。

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
11	就学管理事務	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番26、27 番号法別表第一主務省令 22条 23条 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表項番6及び7 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条	番号法第9条第2項 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第一の項番6及び7 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第7条及び第8条
		II-1 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		II-2 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番37、38、113 【提供】 項番26、87	・番号法第19条第14項 ・中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
		②事務の概要	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。	【概要】 ・特別支援教育就学奨励費 →特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学級等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務。
		評価実施機関名	中央区長	中央区教育委員会事務局
		6.他の評価実施機関	中央区教育委員会	削除
12	区営住宅管理事務	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番19 番号法別表主務省令 18条	番号法第9条第1項 別表 項番27
		I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【照会】 項番31 番号法別表第二主務省令22条 【提供】 無し	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。
		II-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		II-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
13	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)	II-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		II-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番30、59、68 番号法別表第一主務省令 24条 46条 50条	番号法第9条 別表 項番44、85、100
		I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 【提供】 項番2、3、5、6、7、42、69、87、115、125、131
14	国民年金に関する事務	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番31	番号法第9条第1項 別表 項番46
		II-1	令和5年4月1日	令和6年4月10日

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		Ⅳ-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
		Ⅳ-8(判断の根拠)		マイナンバーは、本人が申請書類に記載することによる提供のみで、住基ネット照会による取得は行わない。また、申請書類に記載されたマイナンバーは、確認後、日本年金機構に提出しない書類の場合は記載されたマイナンバーは塗りつぶしている。マイナンバーの記載された書類は鍵のかかる場所に保管し、保存文書は文書引継ぎし保存年限経過後速やかに廃棄している。なお、一連の業務においては、複数人での内容確認を実施しており、また、手順をマニュアル化して情報共有している。
		Ⅳ-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		9) 従業者に対する教育・啓発
		Ⅳ-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		毎年度、全職員(会計年度任用職員含む)対象に実施される情報セキュリティ研修を、担当職員全員が受講している。また、本人が記載した申請書類は複数人が記載を塗りつぶしていることを確認する運用をしている。
18	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	I - 3	・番号法第9条第1項及び別表第一の76項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法第9条第1項 別表111の項
		I - 4②	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
		I - 5①	福祉保健部管理課	福祉保健部健康推進課
		I - 5②	管理課長	地域保健担当課長
		Ⅱ - 1	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		Ⅱ-2	令和5年4月1日	令和6年4月10日
		Ⅳ-8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)		十分である
		Ⅳ-8(判断の根拠)		人手を介在させる局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類や電子媒体は、施錠ができる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数人で確認する。 ・手順をマニュアル化して情報共有している。
		Ⅳ-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

評価書番号	評価書名	修正箇所	修正前	修正後
		IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

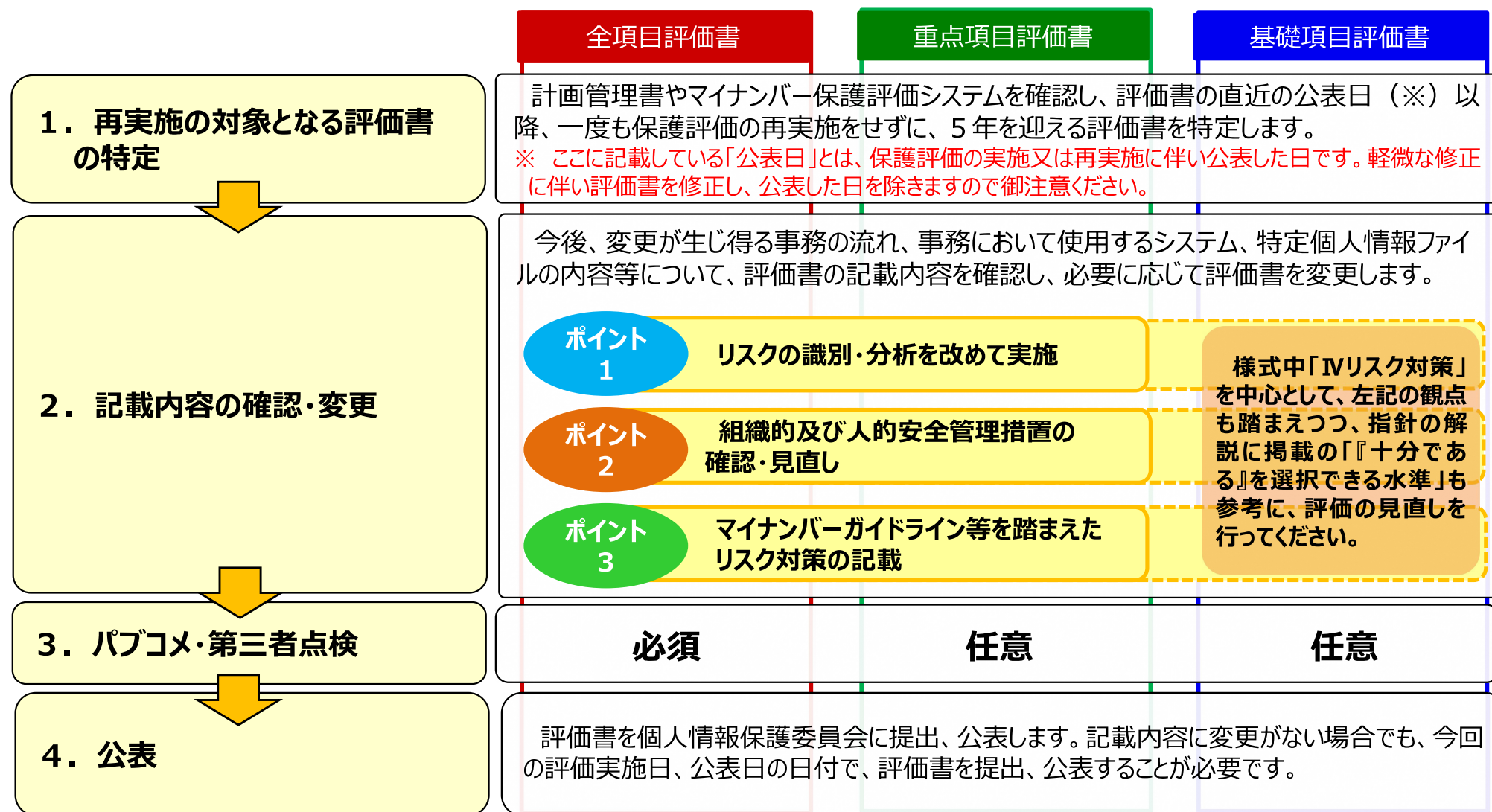
5年経過前の保護評価の再実施の手順

参考1

5年経過前の保護評価の再実施のための手順はおおむね以下のとおりです。

注意！

仮に記載内容に変更が生じない場合でも、国民・住民の信頼の確保という保護評価制度の目的に照らし、特定個人情報の取扱い状況を周知するために、評価書の種類に応じた手続（パブコメ、第三者点検等）を経て、評価書の公表まで行う必要があります。



るものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。全項目評価書様式に示すものの以外のリスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨される。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

エ 評価実施手続

行政機関等は、上記第5の3（3）アにより実施した国民からの意見の聴取の方法、主な意見の内容等、下記第10の1に定める委員会による承認のために全項目評価書を委員会に提出した日、委員会による審査等について記載するものとする。

地方公共団体等は、上記第5の3（3）イにより実施した住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載するものとする。

オ その他

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載するものとする。

（解説）

特定個人情報保護評価に当たって評価実施機関が評価すべき項目（評価項目）の数又は深度は、全項目評価が最も大きく、重点項目評価、基礎項目評価の順で小さくなっています。実務上は、しきい値判断の結果に基づいて求められる特定個人情報保護評価の種類に応じ、該当する特定個人情報保護評価書に記載していくことになります。

Q第9の2（1）－1

基礎項目評価書中「Ⅳ リスク対策」において記載する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況の評価について、どのような措置が実施されていれば、「十分である」等を選択することができますか。

（A）

○ 講ずべきリスク対策は、事務やサービスの性質、システムの設計等によっても異

なることから、講ずべき措置（リスク対策）を一律に示すことはできませんが、基礎項目評価において評価実施機関が自らの措置の実施状況を評価する際に参考となる一定の基準を示す観点から、次のとおり「典型的リスク対策（例）」をお示しします。ただし、「典型的なリスク対策（例）」は、あくまでも例示であり、1つでも実施していない対策があれば、「十分である」を選択できないというものではありません。

- また、「特に力を入れている」を選択できる水準は、「十分である」を選択できる水準を満たした上で、さらに、評価実施機関独自の取組を実施している場合、選択することができるものと考えてください。

- なお、組織的安全管理措置、人的安全管理措置については記載していませんが、マイナンバーガイドラインに則り、必要な措置※¹、※²を講じる必要がありますので、留意してください。

※1 組織的安全管理措置：組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、漏えい等事案に対応する体制等の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

※2 人的安全管理措置：事務取扱担当者の監督、事務取扱担当者等の教育、法令・内部規程違反等に対する厳正な対処

- また、次に列記する安全管理措置等を遵守することも前提となりますので、留意してください。

- ・ 行政機関等…①番号法、②個人情報保護法等関係法令、③個人情報保護法ガイドライン、④事務対応ガイド、⑤政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠した各府省庁等における情報セキュリティポリシー、⑥情報提供ネットワークシステム等の接続規程、⑦マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン、等が示す安全管理措置等
- ・ 地方公共団体…上記に加え、⑧地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等

リスク	「十分である」を選択できる水準
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か【情報提供 NWS 以外】	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ① 対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、入手による作業の面から講じている。

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ① 宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ※ リスク対策の詳細については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編／事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号／平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）」の「E 物理的安全管理措置」、「F 技術的安全管理措置」等を参照。 ① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。 ④ 特定個人情報の使用の記録、分析（改ざん等の防止に係る対策を含む。）を行っている。
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ※ リスク対策の詳細については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編／事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号／平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）」の「第 4－2－（1）委託の取扱い」等を参照。 ① <u>委託先における情報保護管理体制の確認を行っている。</u> ② <u>委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限している。</u> ③ <u>委託先における特定個人情報ファイルの取扱いの記録を行っている。</u>

	④ <u>委託先から他者への又は委託元から委託先への特定個人情報の提供に関するルールを定めている。</u> ⑤ 委託先における特定個人情報の消去に関するルールを定めている。 ⑥ 委託契約において、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を設けている。 ⑦ 再委託が行われる場合、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いを確保するための措置を講じている。
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ※ リスク対策の詳細については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編／事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号／平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）」の「E 物理的安全管理措置」、「F 技術的安全管理措置」等を参照。 ① 特定個人情報の提供・移転に関するルールが定められている。 ② 特定個人情報の提供・移転の記録し、その記録を一定期間保存している。 ③ 当該記録を定期に及び随時に分析等するための体制を整備している。 ④ 当該記録について、改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講じている。
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か【情報提供 NWS】	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ① 自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ② アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か【情報提供 NWS】	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞

	① 自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ② アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。 ③ 副本登録を自動連携により行う場合は、サーバーにアクセス権限等を付与する。 ④ 住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行う。 ⑤ 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 （例） ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 <典型的リスク対策（例）> ※ リスク対策の詳細については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編／事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号／平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）」の「E 物理的安全管理措置」、「F 技術的安全管理措置」等を参照。 ① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）による政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」中「第3部 情報の取扱い」、「第5部 情報システムのライフサイクル」、「第6部 情報システムの構成要素」、「第7部 情報システムのセ

	セキュリティ要件」、「第8部 情報システムの利用」等）及びそれに基づく各府省庁ポリシーを遵守している。（評価実施機関が政府機関の場合のみ） ② 地方公共団体においては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等（第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等）を遵守している。 ③ 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ④ 特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。 ⑤ 過去の漏えい等事案を踏まえた、再発防止策を実施している。
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ① 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12月18日デジタル庁）の次の留意事項等を遵守している。 （例） ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

	※ 人為的ミス発生防止の着眼点等として、次の資料が参考となる（いずれも個人情報保護委員会ウェブページ公表資料：https://www.ppc.go.jp/legal/kensyuushiryoku/）。 ・「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」 ・「特定個人情報の漏えい等の防止についてー地方公共団体における単純な事務ミスを防止するための着眼点ー」
従業者に対する教育・啓発	次のような典型的なリスク対策（例）を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている場合 ＜典型的リスク対策（例）＞ ※ リスク対策の詳細については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編／事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号／平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）」の「D 人的安全管理措置」等を参照。 ① 研修計画を策定している。 ② 事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③ 次の事務取扱者等への教育研修を行っている。 ・ 事務取扱者への研修 ・ 特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修 ・ 保護責任者への研修 ・ 事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修（おおむね 1 年ごと）。 ※ 未受講者には、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講じること。

Q第9の2（1）－2

基礎項目評価書中「Ⅳ リスク対策」の「8. 人手を介在させる作業」、「11. 最も優先度が高いと考えられる対策」の「判断の根拠」の欄には、どのような内容を記載すれば良いでしょうか。

（A）

- Q第9の2（1）－1に示す「Ⅳ リスク対策」において「十分である」を選択できる水準（典型的リスク策（例））に記載の措置の内容を参考に、「課題が残されている」、「十分である」、「特に力を入れている」等の各選択肢を選択した理由を記

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応①（(3)ア関係）

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）では、政令で定める事務について、標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することを義務付けるとともに、地方公共団体にガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することを努力義務として規定している。
- **地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化**における、ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行は、基本的に「**重要な変更**」に該当するため、**保護評価の再実施が必要（多くの地方公共団体が、令和6年度中に保護評価を再実施する必要があると想定される。）**。

政令で定める主な標準化対象事務

① 児童手当

- ・児童手当又は特例給付の支給に関する事務

② 子ども・子育て支援

- ・子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

③ 住民基本台帳

- ・住民基本台帳に関する事務
- ・中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務
- ・特別永住者の住居地の届出に関する事務
- ・個人番号の指定に関する事務
- ・住居表示に係る事項の通知に関する事務

④ 戸籍の附票

- ・戸籍の附票に関する事務

⑤ 印鑑登録

- ・印鑑に関する証明書の交付に関する事務

⑥ 選挙人名簿管理

- ・選挙人名簿又は在外選挙人名簿に関する事務
- ・投票人名簿又は在外投票人名簿に関する事務

⑦、⑧、⑨、⑩ 地方税

- ・個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務

⑪ 戸籍

- ・戸籍に関する事務

⑫ 就学

- ・就学義務の猶予若しくは免除又は就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務
- ・学齢簿に関する事務
- ・就学時の健康診断に関する事務

⑬ 健康管理

- ・健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務

- ・母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務

- ・予防接種の実施に関する事務

⑭ 児童扶養手当

- ・児童扶養手当の支給に関する事務

⑮ 生活保護

- ・生活保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する事務

⑯ 障害者福祉

- ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務

- ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務

- ・福祉手当の支給に関する事務

- ・自立支援給付の支給に関する事務

⑰ 介護保険

- ・介護保険に関する事務

⑱ 国民健康保険

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、保険給付の実施又は保険料の賦課及び徴収に関する事務

⑲ 後期高齢者医療

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失又は保険料の徴収に関する事務

⑳ 国民年金

- ・被保険者の資格の取得若しくは喪失、年金である給付若しくは一時金の支給、付加保険料の納付又は保険料の免除に関する事務

※その他 ①～⑳までの事務に附随する事務

標準化対象事務（令和6年3月現在）

- 左記のうち、下赤線を付記されている事務は、番号法第9条第2項の規定に基づく条例を定めて個人番号の利用を行っている場合を除いて、保護評価の実施は義務付けられない。

保護評価の実施時期

【ガバメントクラウドへの移行に係る内容】

⇒ ガバメントクラウドに**副本データを移行する前まで**

【標準準拠システムへの移行】

⇒ システム等を稼働させるサーバー等への**パラメータ設定等の適用を実施する前まで**

※ パラメータ設定等の適用が行われることにより、サーバー等に直接的に変更を加えることとなるため、これをプログラミングに相当するものとして、「特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前」に該当すると考えられます。

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた対応②（(3)ア関係）

- 標準準拠システムへの移行に伴う特定個人情報保護評価書の記載内容への影響例は、下表のとおり。
- ただし、下表はあくまで一般的な例であり、**現行システムや標準準拠システムの仕様によって、下表以外の変更が生じることも考えられる**ため、「特定個人情報保護評価指針の解説」Q 他－ 2 の内容も参考に、各評価実施機関において適切に保護評価を実施されたい。

＜標準準拠システムへの移行に伴う影響（例）＞

標準化等に伴い生じる取扱いの変更	基礎項目評価書で影響する箇所	全項目評価書で影響する箇所
事務で利用する情報システムの変更	・ システムの名称	・ システムの名称、機能、他のシステムとの接続
標準準拠システムへの移行（標準仕様に基づく業務運用見直し）に伴う事務のプロセスの変更	・ 事務の概要	・ 事務の内容（Ⅰ 1） ・ 特定個人情報ファイルの本人の範囲、記録される項目（Ⅱ 2）
委託先・委託内容の変更	・ 委託先における不正な使用等に対するリスク対策	・ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託（Ⅱ 4、Ⅲ 4）
システム更改に伴う特定個人情報へのアクセス制限範囲の変更	・ 目的外の入手が行われるリスク対策、目的を超えた紐付け ・ 事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ・ 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	・ 特定個人情報の入手（Ⅲ 3） ・ 特定個人情報の使用（Ⅲ 3）
特定個人情報の提供・移転（記録）の方法の変更	・ 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策	・ 特定個人情報の提供・移転（Ⅲ 5）
特定個人情報を取り扱う環境（データの保管場所を含む）の変更（オンプレミス環境からガバメントクラウドへの移行など）	・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	・ 特定個人情報の保管・消去（Ⅱ 6、Ⅲ 7）

1 情報公開制度

(1) 制度の運用状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	存否応答拒否	取下げ
令和2年度	1,869	1,263	498	94	5	9
令和3年度	2,530	1,694	677	136	5	18
令和4年度	1,338	867	379	71	0	21
令和5年度	1,416	1,067	242	85	0	22
令和6年度(※)	1,091	615	377	83	1	15

(※)令和6年度は12月末現在

(2) 主な請求内容（令和6年度分）

- ・食品営業許可台帳、理容所一覧、美容所一覧など保健所が保有する文書 310件
- ・建築計画概要書や住居表示台帳など都市整備部が保有する文書 474件
- ・大気汚染測定結果など環境土木部が保有する文書 72件

(3) 今後の取組み

迅速な開示及び区民と区双方の負担軽減に向けて、任意的情報提供の更なる推進を図っていく。

- 情報公開コーナーや各部署の窓口、区ホームページで閲覧できる資料の拡大・内容充実

(裏面へ)

2 個人情報保護制度

(1) 制度の運用状況

年度	開示請求						訂正請求						利用停止請求					
	件数	開示	部分開示	不開示	存否 応答 拒否	取下げ	件数	訂正	一部 訂正	不訂正	存否 応答 拒否	取下げ	件数	利用 停止	一部 利用 停止	利用 不停止	存否 応答 拒否	取下げ
R 2	64	23	32	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 3	136	47	56	25	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 4	144	41	68	26	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 5	121	46	55	15	2	3	1	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
R 6(※)	68	20	33	14	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0

(※)令和6年度は12月末現在

(2) 主な請求内容

- ・住民票の写し、戸籍及び印鑑登録に関する交付請求書等 9件
- ・子ども家庭支援センター等への相談の記録 2件

(3) 今後の取組み

制度の更なる適正・円滑な運用を図るため、各手続の過程で蓄積される事例を整理し、適宜、手引へ内容を反映させていく。

- 開示請求等における本人確認・代理権確認の対応事例の反映
- 目的外利用・提供や開示・不開示の判断事例の反映

令和7年2月20日

区立施設運営事業者社内サーバーへの 第三者による不正アクセスについて

本事案の内容

令和6年9月30日、ライクキッズ株式会社(本社:渋谷区 以下「当該事業者」という。)の社内サーバーにシステム障害が発生した。

当該事業者において調査を行った結果、ランサムウェアによる外部からの不正アクセスの形跡が検出され、企業情報や施設利用者等の個人情報の一部が漏洩もしくは閲覧された可能性が発生した。

これまで区では、個人情報漏えいの有無等の速やかな調査・報告及び施設利用者等関係者への個別周知を求めてきたが、当該事業者から、個人情報外部へ持ち出された形跡は確認されなかったとの最終報告を受けた。

ランサムウェアとは

ランサムウェアとは、感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価(金銭や暗号資産)を要求する不正プログラムです。(警視庁ホームページより引用)

当該事業者が運営する区施設

堀留町児童館、晴海児童館、晴海西小学童クラブ、プレディ晴海西、晴海こども園、
(参考)上記のほか区内で当該事業者が運営する施設 にじいろ保育園小伝馬町

再発防止策

当該事業者は外部専門家による助言やチェックを受けて、以下の再発防止策を講じた。

- ・通信時の認証強度の強化(認証プロセスを見直し、セキュリティ対策の一層強化)
- ・監視体制の強化(不正アクセス異常の早期検知に向けた監視体制の強化)

2025 年 2 月 14 日

(児童厚生施設等運営実施者) ライクキッズ株式会社
(児童厚生施設等運営委託者) 中央区

サイバー攻撃被害の可能性について

この度、中央区が設置する中央区晴海学童クラブの運営業務を受託しているライクキッズ株式会社（以下、「ライクキッズ」といいます。）の社内システムが外部よりランサムウェアによる攻撃を受けました。（以下、「本件」といいます。）保護者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

ライクキッズでは本件が発生して以降、緊急対策本部を立ち上げるとともに、外部専門家の支援を受けながら、不正アクセスの原因や情報漏洩の可能性、および影響を及ぼす可能性のある情報の範囲を把握するための調査を鋭意進めてまいりました。このたび、調査結果として判明しました内容をご報告申し上げます。また、個人情報保護委員会にも本内容を報告しております。

1. 経緯と対応状況

2024 年 9 月 30 日早朝（日本時間）にライクキッズにおいてシステム障害が発生しました。調査の結果、ライクキッズの複数のサーバがランサムウェアに感染し、データが暗号化されていることを確認しました。感染が確認されたシステム環境は外部とのネットワークを遮断し、被害の拡大を防ぐための対応を実施しました。

現在、ライクキッズの主要業務につきましては、手動での対応を行うとともに、既存環境とは分離し、隔離されていたシステムを利用することにより継続しております。システムの復旧につきましては、被害を受けたネットワーク環境は再利用せず、新しい環境を構築した上で、システムの完全な復旧を予定しております。外部専門家の助言及びチェックを受けながら、新しい環境の構築を進めております。

2. 不正アクセスの原因

本件は、インターネットとの接続口の脆弱性を攻撃者に悪用され、ライクキッズの環境へ侵入されていたことが判明しております。ライクキッズではこの事態を重く受け止め、再発を防止すべく外部専門家による助言及びチェックを受けながら、さらなる対策を講じてまいります。

3. 個人情報の漏洩について

本件により暗号化されたサーバには、下記の個人情報を含むデータが保存されておりました。これらの個人情報の漏洩の有無に関して、外部専門家による調査を実施し、その結果、サーバ内の個人情報を閲覧された可能性はございますが、個人情報データを持ち出された形跡は確認されませんでした。現時点において、本件に起因する個人情報を用いた不正利用等の二次被害については、確認されておられません。引き続き、中央区やライクキッズを騙る不審な電話やメール等による勧誘や詐欺には十分にご注意いただき、不審に思われた場合は、下記フリーダイヤルまでご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【保存されていた個人情報】

お預かりしている学童クラブ登録児童の個人情報

ー氏名、生年月日、アレルギー情報等の要配慮個人情報

お預かりしている学童クラブ登録児童の保護者の個人情報

ー氏名、住所、電話番号

【相談窓口】

ライクキッズサポートセンター

TEL : 0120-230-513

受付時間：平日 10：00～18：00

4. 再発防止策について

ライクキッズではこのたびの事態を厳粛に受け止め、調査結果を踏まえて以下の対策によりシステムのセキュリティ強化を行い、再発防止に努めてまいります。

・通信時の認証強度の強化

認証プロセスを見直し、セキュリティ対策を一層強化します。

・監視体制の強化

不正アクセスや異常を早期に検知できるよう、監視体制を強化し、迅速な対応を図ります。

最後になりますが、保護者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを重ねて深くお詫び申し上げます。再発防止に向けて、情報セキュリティ体制の構築と強化徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

以上